

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

市街地活性化特別委員会会議録			
日 時	平成 1 3 年 1 1 月 2 7 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	中村委員長、秋山副委員長、成田・大竹・斉藤 (裕)・古沢・小林・八田・武井・北野・佐々木 (政)・高橋 各委員		
説 明 員	市長、助役、総務・企画・財政・経済・土木・建築都市・港湾各部長、水道局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

○委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に成田委員、武井委員をご指名いたします。

継続審査案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

「中央通における街路築造工事の進捗状況と旧手宮線のレールについて」、活性化対策室近澤主幹。

○（建都）市街地活性化対策室近澤主幹

北海道が施工しております街路築造工事の進捗状況と小樽市が施工いたします旧手宮線のレール設置についてご報告いたします。

初めに、北海道が施工いたしております街路築造工事の進捗状況であります。今年度の施工範囲は本通線から東通線付近までの約184メートルの区間で、街路築造工事に先駆けて、今年5月から、順次、地下埋設物である上下水道、雨水渠、ガス等の工事が開始され、本体工事が7月中旬に着手されました。

現在は、車道部分と歩道部分の路盤改良工事や排水工事、電線類地中化における電線類の施工が進められており、間もなく歩道部のロードヒーティング布設・歩道仕上、ファニチャー設置等の工事が開始されます。

工事進捗状況は、現在、歩行者、車両及び地権者との調整のため、若干遅れ気味であります。来年3月完了を目指して、鋭意、工事が進められております。

なお、この区間の車道部分の表層仕上等については、冬期施工を考慮して来年度早々に施工されます。

次に、旧手宮線のレール設置であります。これまでにご説明をしておりますが、市民の意向を受けて、最終的に小樽土木現業所との打合せの中で、小樽市の施工となります。

また、レール設置とともに、車道部分の幅3.8メートルにおける高質化仕上も合わせて今年度施工することとしております。

○委員長

次に、「株式会社小樽ベイシティ開発の民事再生手続について」、企画部企画調整担当高橋主幹。

○（企画）高橋主幹

株式会社小樽ベイシティ開発の民事再生手続開始から現在に至るまでの経緯・経過について、ご報告させていただきます。

小樽ベイシティ開発は、負債総額492億円を抱え、去る9月27日、東京地裁に対し、民事再生手続開始の申立てを行ったところであります。

その後、10月12日に東京地裁から開始決定を受け、現在、ベイシティ開発におきましては、再生債権額の認否と再生計画案の策定に向けた作業が進められていると聞いております。

今後の見通しといたしましては、平成14年1月下旬には、ベイシティ開発から東京地裁に再生計画案が提出され、3月末に開催される予定の債権者集会で、その可否が決定されるものと思われます。

この間、市の取組といたしましては、去る9月10日にマイカル小樽に関する庁内対策会議を設置し、情報収集と課題整理及びその対策について検討するとともに、9月15日には市長から株式会社マイカルの篠田副社長にベイシティ開発の存続と経営の継続について、電話で要望しております。

また、9月17日には、市長と商工会議所会頭の連名でベイシティ開発の存続方についての要望書をベイシティ開発の副社長に手交いたしましたほか、北海道や職安など関係7団体で構成する緊急雇用連絡会議を開催し、対策について協議をいたしております。

10月2日には、市と会議所によるマイカル小樽関連金融・雇用相談窓口を開設し、各種相談に応じておりますほか、10月3日には、市長と会頭が連名で、改めてベイシティ開発とビブレに存続と営業の継続を要望いたしております。

ます。

さらに、11月2日には、市長と会頭が北海道副知事とともに、株式会社マイカル及び小樽ベイシティ開発の監督委員やマイカル再生弁護団長、ベイシティ開発の再生手続申立人代理人並びに政策投資銀行に対し、ベイシティ開発の再建達成のための支援を要請したところでございます。

なお、去る11月22日、株式会社マイカルは、東京地裁に会社更生法の適用と民事再生手続中止の申立てを行い、同日、受理されております。

この理由といたしましては、再建に向けての支援候補企業が絞られる中で、店舗と従業員を包括的に引き受ける再建計画案を提示したイオン株式会社の意向に沿ったものであると承知しております。

今回のマイカル本体の動向によるベイシティ開発への影響についてであります。昨日26日にベイシティ開発から、マイカルの会社更生法の申立てをしたことは、ベイシティ開発の再建計画に影響するものではなく、これまでどおり、民事再生法に基づく再建を図るため、スポンサー企業の検討を進めているという報告を受けております。

今後とも、マイカル小樽の動向を注意深く見守り、必要な情報収集に努めるとともに、関係機関と連携を図り、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、「小樽港縦貫線直轄事業の4定補正案について」、港湾部工務課長。

○（港湾）工務課長

小樽港縦貫線の国直轄事業の4定補正案について報告いたします。

臨港道路小樽港縦貫線の国直轄事業につきましては、平成13年第4回定例会において、国直轄事業費1億2,000万円の3分の1に相当する小樽市の工事費負担金4,000万円を補正予算として提出する予定であります。

補正の理由といたしましては、関係機関との具体の協議の結果、平磯橋の上部架設工事におきまして、JR軌道上空の作業に当たり、JRは、機電を停止してから作業を行うということとしておりますが、冬期間につきましては、凍結防止のため、機電を停止することができないということから、工事施工期間に制約を受けることとなり、平成15年度の暫定2車線完成が困難な状況になることが判明いたしました。

全体の工事工程を検討したところ、当初、14年度において施行を予定していた海上部の消波ブロックや石カゴ工、これらを13年度に追加施工することにより、上部架設工事におけるJRの制約を受ける期間の解消が図られ、平成15年度末の供用開始が可能となりますことから、このたびの補正を提出するものであります。

○委員長

これより質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

○北野委員

マイカル破綻について

マイカル破綻に関連して質問します。

マイカル本社の再建方式は、イオンがマイカルの破綻の当初から主張している会社更生法に基づく再建となりました。これに関連して尋ねます。

まず、民事再生法から会社更生法に手続が変更になれば、取引先と債権者にどのような影響が出ると承知していますか。

○（経済）商工課長

民事再生から会社更生への変更に伴う影響のお話でありますけれども、一般的に会社更生法の申請をいたしますと、その前日までの部分が更生債権という扱いになりますから、一般論としては、そういった形での扱いになるう

かと思えます。

ただ、今回の場合は、初めての方式だというふうに言われていますけれども、民事再生から会社更生への切り替えという形でなされておりまして、先般示された資料を見ますと、民事再生の手續の段階で、取引先なり、あるいは債権者と約束をしてきている事項、それらについては、更生法の申請に当たって尊重していくという立場の文書が出されておりまして、それらを見ておりますので、その部分は取引先債権者等との話し合いがあるのだろうというふうに思います。

ただ、会社更生法というのは、一番厳格な倒産方式ということで、今後進んでいくかと思えます。

それから、新聞報道等によれば、取引先に関しては、今後、支払い条件等がかなり延びるという、そんなことを説明会の中で説明をしてご理解をいただくと、そんな動きもしているということを承知してございます。

○北野委員

今、答弁があったわけですが、債権が更生債権に振り替わると。取引先債権者と話し合いがなされるだろうということを述べたのですが、例などを挙げて具体的に説明してください。振り替わるときにどういう話し合いがなされるのですか。手法が変わることによって何が話し合いの対象になるのですか。

○（経済）商工課長

話し合いの対象というように私申し上げたかもしれませんが、一つは、このまま新聞報道の域を出ないのですけれども、更生計画の申請と同時に、取引先の皆さんにお集まりをいただいて、今後の支払いについて、かなり延期をしていくと。150日とか120日とか出ていましたけれども、それぞれの分野といいますか、衣料だとか靴だとか分かれておりましたけれども、それらの業種によってお願いをしていくというような部分でのお話し合いがなされていたようであります。

その辺の部分は、個別のお話し合いもするというようなことも新聞報道で書かれておりましたけれども、一方で、そういった動きが取引先のところではあります。

それから、もう一つは、先ほどお話ししたのは、民事再生の手續の中で、売上預かり金等の扱いを含めて、この間お約束をしていた部分、返還だとか和解契約等をやっていた部分があったようですから、その辺の部分については、民事再生法上進めてきた部分については尊重していくと、そういった立場での文書があったというふうに理解をしております。

○北野委員

結局、支払いについては、課長の答弁を前提にしても、いわゆる支払いを、取引先債権者にマイナスの要素としてしわ寄せが来るということとははっきりしています。それは認めるでしょう。どうなのですか。

○（経済）商工課長

とらえ方ですけれども、マイナスということになれば、当然、お金が入ってくる期間が長くなるわけですから、現金決済で150日とか120日とかになっていまして、従来の倍ぐらいの期間になってくるというふうに出ておりましたので、その部分で、受け取る側としては当然マイナスという認識を持つというのは否めないと思います。

○北野委員

ただいまの企画部の説明で、OBCは、11月26日ですか、再生計画に影響ないと小樽市に説明しているということのだけれども、その一方でスポンサーを探すということも言っているのです。

マイカル本社が会社更生法による手法に切り替えたことによって、OBCの再生計画に具体的にどのような影響が出ると予想していますか。

○（経済）商工課長

今段階でお答えするのは大変難しいとは思いますが、一つは、先ほど報告にありましたとおり、OBC側は、今進めている再生計画づくりをこのまま進めるという判断を、実は26日ですか、お聞きをしております。

ですから、本社の更生法の変更ににかかわらず、OBCとしては、民事再生の中で再建計画をつくっていくということだろうと思います。

考えられる部分については、当然、マイカル本社からの借入金があります。それから、マイカル本社がOBCに対して出資している部分がありますので、そういったものの取扱いというのが、今後どうなっていくかということはあるかと思います。

○北野委員

OBCから小樽市が報告を聞いて、全然質問していないの。疑問な点はなかったのですか。疑問な点は、ここがあるから、こういうことを聞いたということがあれば説明してください。

○経済部長

小樽市の側からは、イオンがマイカル本体のスポンサーとして第一候補になるということで、そのことがOBCに対して影響があるのかないのかというあたりは、一つお聞きをしております。

そういう中で、向こうのお答えとしては、マイカルが会社更生法の申立てをしたということでは、OBCに与える影響というものはないのだというふうに言われておりました。

それと、この後、OBCとしては、再生法でこのままやっていくのかというあたりについてもお聞きしているのですけれども、それについては、再生法でやっていくのだということについては、社長を含めて、OBCの内部弁護士を含めて、そういう確認をしているというような話もございました。そういうふうな問いかけを幾つかしております。そのときにお聞きした何点かのいきさつというのは、そういうことです。

○北野委員

そこだけで引き下がってきているということは、私もちょっと納得いきません。

市長に尋ねます。

OBCの再生計画案は、1月中に東京地裁に提出しなければならないと、そういうふうになっています。

この再生計画に小樽ビブレの4万平方メートルは入らない可能性が濃厚になりましたが、このことは認めますか。

○市長

現在、OBCの方は、弁護士とともに再生計画をつくっておりますので、ビブレの4万平方メートルは入らない可能性が濃厚になったなどという話は、まだ聞いておりませんので、認めるか認めないかと言われましてもお答えのしようがありません。

○北野委員

マイカルの破綻に伴って、小樽で一番の関心事は、差し当たりビブレが商業施設として再生できるのかどうかという問題です。

新聞報道その他共通しているのは、マイカル本社の、それから、それを受けるイオンも不採算部門は切り捨てると言っているのです。

だから、市長もご承知のように、マイカルの157店舗、このうち、よくて100店舗、下手をすれば40店舗しかイオンが引き受けないのではないかと。それは赤字のビブレなんかは相手にされないということは、両方の当事者から語られていることでないですか。

だから、私がそのことを聞くのは、マイカルの再生計画は予定どおりやるのだと言っていますけれども、4万平方メートルのビブレが商業施設として残らないということになったら、テナント料は入ってこないでしょう。だから、影響が出るのではないですかというふうに聞いているのです。

○市長

11月の初めの、まだ民事再生法中にマイカルの坂井弁護士さんにお会いして、何とかビブレを残す方法で考えてほしいという要請をしたときに、弁護士側からは、非常に難しいと、ビブレを残すのは難しいだろうという話があ

りました。

それで、私も、4万平方メートルが無理であれば、半分ぐらいでも使って、何とかビブレが残る方法はないのかということで、当時の瀬戸監督員にも尋ねましたが、瀬戸さんも、そういったものは現実的じゃないですねという話ですから、当時の話としては、非常に厳しい状況であったと思いますが、今また状況は変わってきましたし、そしてまた、OBC自体、弁護団ともども今OBCの再建計画をつくっていますので、今の段階で、この部分がどうなるかということは、まだ情報も聞いておりませんし、空きにするわけにもいかないと思いますので、そういった部分を含めて、多分、今検討しているのだらうというふうに思います。

○北野委員

市長や理事者の話を聞いていると、それは願望です。それは、市長の立場からいえば、ビブレはちゃんと再生してほしいというふうに願うのは、私は理解できます。だけれども、現実問題として、ビブレが商業施設として再生できないということになったら、OBCの再生計画の中の重要な柱が抜けてしまうわけだから、簡単にスポンサー探しなどというふうには、OBCは言っているようだけれども、そんなことは簡単にはならないです。

だから、OBCの再生計画に、今度の手法変更が大きな影響を受けないのかというふうに心配するのは当然のことなので、そういうことも踏まえて、願望と現実問題を区別して、リアルに見ていただきたいと思います。いかがですか。

○市長

もちろん、再生計画に我々がかかわっているわけでありませんので、お話を聞きながら、今どういった状況であるのか、そういった状況を聞きながら、もちろん願望も申し上げますし、それから、行政として何らかのお手伝いをするといえますか、そういうことがあれば、いつでも支援をしていきたいということは申し上げてあります。

○北野委員

私は、市長を初め理事者が、OBCから説明を聞いて幾つか質問はしたみたいですが、非常に甘いですということを指摘しておきます。

OBCそのものの再建が本当に大丈夫かということが今問われているわけですから、そこで伺いますが、OBCの存続を願っているわけですが、新しいスポンサーを探すということを、先ほどOBCが26日の日に説明したというのですが、このことは、具体的には何を指して、何を意味しているのですか。

○（経済）商工課長

一つは、再生計画をつくる段階でいろいろな形が想定されます。スポンサーという意味でも、支えてくれる、中心となる、例えば、同業他社の部分もあるでしょうし、あるいは従来の投資ファンドみたいな形、それから、いろいろな形のスポンサーというのが考えられるだろうと思います。

そういったことを、今、OBCそれから弁護団を含めた中で作業を進めながら絞り込んでいっている、そんな状況にあるというふうに聞いております。

○北野委員

よくわかりません。

OBCは、マイカル北海道とは違って、本体の影響をもろに受けるのです。だから、先に聞きますけれども、マイカル本体とOBCの債権の関係はどうなっていますか。先ほどちょっと言いましたけれども、そのほかになにかどうか。株を持っているでしょう。そのほかいろいろありますから、教えてください。

○（経済）商工課長

承知している範囲ですが、一つは、先ほど申し上げましたとおり、OBCの株の35%を保有しております。

○北野委員

今、27%でないですか。

○（経済）商工課長

それはマイカル北海道です。

OBCは35%です。

それから、もう一つは、この間の中で、先ほど492億の負債総額と申しあげましたけれども、その中の約110億ぐらいがマイカルからの借入金というのですか、そういった形にあるというふうに聞いております。

○北野委員

そうすると、株の35%、400億余りのお金のうち110億はマイカル本体でしょう。そうすると、イオンが今度、更生計画に基づけば、子会社にして自分の傘下グループに入れてしまうということがイオン側の説明ではっきりしているわけです。そうすると、このOBCの株35%、それから融資額110億、これが重要な意味を持つようになるのです。

そういうことで、今、課長がいろいろスポンサーのことについて言われたけれども、現実的には、こういうケースの場合、イオン以外のスポンサーがOBCに自由に刺さり込むということはできるの。そんなことは現実的でないでしょう。

○（経済）商工課長

一つは、OBCという会社は独自で民事再生の申請をして現在作業を進めているわけですから、当然のごとくマイカル本社以外の株主もたくさんいらっしゃると思いますけれども、独自の再生計画の中で、新たなスポンサーというのですか、そういったものを模索しながら今進めておりますので、今おっしゃったように、本社サイドがイオンという形になっていっても、イオンだけがそういった形で出てくるというふうには私は承知はしておりません。

○北野委員

マイカル北海道の場合なら、イオンと株の所有をめぐって、まだけんかをやっているけれども、OBCなんて、そんな立場になんかないです。それは認識が違うのではないですか。

そこで伺いますが、OBCは、今、集客のために、その時点その時点でいろいろなイベントを組んで集客力を高めるとことをやっています。マイカル小樽を仕切ってきたOBCがこういう事態になれば、こういうことも、将来、OBCそのものが現在の規模でそのまま存続するかどうかというのはわからないわけですから、縮小されていった場合に、そういうのはどういうふうになると考えているの。

○（経済）商工課長

今、ご質問にありましたとおり、あそこの建物全体の一つは、外向けのいろいろなPR、あるいはいろいろなイベントの開催、そういったものを含めて小樽ベイシティ開発が企画をし、皆さんからお金を集めながらやってきているのは事実であります。

花火大会を行ったり、あるいはいろいろな歌手を呼んだり、いろいろな形でのあそこ全体のPRを進めているのは事実であります。

ですから、そういった意味では、あそこのまちというか、建物全体をコーディネートしていくという立場を持っておりますので、非常に重要な役割だと思っておりますので、今、ご指摘のありましたとおり、OBCという名前は別にして、そういった立場の機構というのですか、組織というのですか、そういうものがなければ、全体を統合していくというのはなかなか難しいのかなと、そんな認識は持っております。

○北野委員

そうすると、OBCの再建の先行き不安ということで、OBCの規模そのものを縮小したり、あるいは債権者の一機構に組み入れられたり、金融機関の不動産管理部門に吸収される。そこで集客のいろいろなイベントも計画するということも考えられるのです。

だから、また形態は別にして、イオン傘下に入る可能性だってあるわけでしょう。株式だとか融資額だとかといって。マイカル本体というのはＯＢＣの大スポンサーです。それがそっくりイオンにかわるわけだから、小樽がどう望もうと、イオンが大きな影響力を今後持つということは、はっきりしているのではないですか。

だから、先ほど言いましたように、マイカル北海道の株は27.何%と言っていますから、連結決算の対象外だからということで、この株をイオンに渡すということはだめだと言って大川社長は頑張っているという報道もありますから、その点では、マイカル北海道とＯＢＣは全然立場が違いますから、そういうことを認識して考えられた方がいいのではないですか。私のそういう認識は間違っているかどうか教えてください。

○（経済）商工課長

今おっしゃいましたいろいろな方法論というのですか、金融機関のお話だとか、あるいは債権者の一機構に組み入れられるのだとかというお話がありました。

可能性のことから言えば、今まだ計画ですから、いろいろな可能性はあるのだと思います。

それから、イオンのことについても、イオンを中心に、今、中央で行われます更生計画づくりの中で、どういった判断をしてくるか、つまりマイカルが35%保有しているＯＢＣの株の問題、あるいは借入金の問題でどんな判断をしてくるかというのも大変大きなウエートがあると思います。

ですから、いろいろな選択肢が考えられますので、必ずしも否定する部分ではございませんけれども、今現在、我々が聞いている中では、ＯＢＣとしては、今、従前からの再生計画の中での作業を進めている、そんな段階にありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○北野委員

経済部に確認ですが、ビブレの中で、今、閉鎖している売場面積は何平方メートルですか。

フロアごとに教えてください。

○（経済）商工課長

大変申しわけないのですが、数字的には押さえておりません。

それで、ご存じかと思いますが、最大の部分は一階の、9月27日の民事再生申請のときに工事途中だった部分、実は、トイザラスが入ると言われていた相当大的な面積の部分、それから、トイザラスのちょうど海側の方に、全体の店のレイアウトを変えということで工事が進行しておりました。お寿司屋さんも築港の入り口側に移る、あるいは、かま栄さんとか新倉屋さんとか、それも向こう側に移るという形の中で計画が進められておりました。

そういった中で、すべてが途中で止まってしまったものですから、現在、白い囲いをして閉めてございます。ですから、その部分は、相当閉鎖している部分があるかと思います。

なお、2階、3階、4階については、大きく閉めているという部分はないというように承知をしております。

○北野委員

そうすると、更生計画に手法が振り替わって、これらの空いている店舗、売場面積、これについては手をかけて再生することができるの。更生計画は1年以上かかります。途中で手をつけることはできるの。

○（経済）商工課長

大変重要な問題だと思うのですが、一つは、法的な申請をしていますので、実際にお金を拠出して、今の途中の工事を再開するということは、民事再生法下でもかなり難しかったというか、ビブレの店長なんかとお話しして、本社とかかけ合いもしてもらったこともあるのですが、実態的にはかなり難しいということでもあります。

ですから、今度、更生法の申請になりましたので、今までのいろいろな経験からすると、ゼロではないと思います。長崎屋のときも、長崎屋の更生計画下にありましたけれども、小さなリニューアルだとか、あるいは修繕だとか、そういったことというのはやってきた実績もありますので、そういったことというのは可能性はゼロだとは思

いませんけれども、大きなお金をかけて大規模なリニューアルという形はなかなか難しいのかなという認識は持っております。

○北野委員

そうすると、これは新聞報道でも広く指摘されているとおり、民事再生法の申請を行った以降、売上げが65%ダウンした、あるいは65%ぐらいに落ち込んだという、さまざまな報道があるし、少しは盛り返したようですけども、全体としてすごい、いわゆる民事再生法によって売上げがダウンしている。だから、これはマイカルの店舗の劣化だという表現でなされているわけですけども、今、市長がおっしゃったとおり、今度、坂井さんという人はわかるのです。言ってみれば、イオンとの関係で、瀬戸さんが裁判所との関係では一番実権を持つようになるのですけれども、その瀬戸さんでさえ難しいと言っている。そういうビブレの再開について、小樽市が願うということにはわかるけれども、今、課長が言われたように、店舗の改装そのものも規模が大きくてままならないということになれば、ビブレ全体の売上げはもとよりですけども、マイカル小樽全体の集客力に重大な影響を持つてくると思うのです。そうすると、現在健全なところにも影響が及んでいくことになります。

だから、いずれにしても、皆さんの言葉で言えば、マイカル小樽の中核施設はビブレだと、あれだけ言ってきたわけですから、これがつまづいてしまったことに対して、今のような受け身、マイカルにいろいろ情報を聞いたりお願いしているということだけで、事が進んでいくというふうには全然ならないのではないですか。この辺はいかがですか。

○市長

確かに、一番の問題点はビブレの部分がどうなるかということだと思います。それは、我々もそういうふうに思っていますし、関係者の皆さんもそういう認識で今進んでいるわけでございますから、こういった再生計画をつくっていった、その中で、あの部分をどう活用していくのかということがまだ全然見えない段階なのです。

ですから、今の段階で軽々に物を申し上げますと、関係者に大変申しわけないので申し上げられませんが、例えば、再生計画の中で少しでも我々の方に情報があれば、我々としてもいろいろな意見を申し上げたい。そしてまた、支援が必要であれば支援をしていく、こういうスタンスで今考えておりますので、こういった形になってくるかまだわかりませんので、今の段階では詳しく申し上げられない、こういう段階ですので、よろしくお願いします。

○北野委員

経済部か企画部かどちらかでお答えいただきたいのですが、OBCの再生計画が、本体と同じように更生計画に振り替わるという心配はありませんか。

○（経済）商工課長

先ほど報告で申し上げましたけれども、26日に、OBCを代表される方が市の方に、このまま民事再生法での再建をしていくという報告がありましたので、私もそういう認識をしております。

○北野委員

というのは、OBCの再生計画は3月までにつくって債権者の承認を得ると。裁判所がうんと言うかどうかは別ですけども。ところが、今度、本体の方は更生計画ですから1年後です。ものすごいずれがあるのです。そうしたら、ビブレがどうなるかわからないのに3月までにOBCの再生計画案というのはできるのですか。本体が結論を出さないのに、スポンサー探しもうかつにはできないし、かといって、ビブレの態度が出るということになると半年以上ずれ込むのですよ。民事再生法の法律の進行状況からいっても、これは計画からいってどうなのですか、そのあたりは疑問に思いませんか。

○市長

再生計画は、たしか1月21日までに提出となっていると。昨日確認しましたけれども、とにかくその期限までに

何とか再生計画をまとめたい、そういう決意を言っていましたので、多分そういう方向で進んでいくのだろうというふうに思っております。

○北野委員

市長には、そういうふうに説明をなさったと。しかし、それはあくまでも案で、1月中には市長の言うとおり、まず案を出して、それを債権者に示して、いろいろ話し合って3月に正式決定するわけでしょう。そして、言ってみれば裁判所の許可をもらう、こういうスケジュールなのです。

ところが、本体の方の手法が変わって、今度、ベイシティに先行してやるということにはならなかったのですから、更生法に振り替わったわけです。だから更生計画は半年後でなくて1年後に出るのです。そうしたら、一番肝心のビブレに対する本体の計画、基本方針が定まらないのにスケジュール上はOBCの再生計画が出るけど、本当に実のあるOBCの再生計画として出るのかどうかというのは当然疑問ではないですか。

○市長

マイカル本体の更生計画は更生計画。OBCはOBCで弁護団もいますし、前回、坂井さんにも聞いてきましたけれども、担当の瀬戸さんにも聞きましたけれども、OBCはOBC独自で再建計画をつくってもらおうと。そういうふうに言っていましたので、ですから、もちろん、先ほどありました関連する部分はありますけれども、OBCとしては、あくまでも再生計画は独自につくっていくというふうに話をしていましたので、また、私の方としては、それを信じるしかないと思います。

○北野委員

市長はそうやっておっしゃるけれども、しかし、現実的でないでいいですか。

○市長

現実的でないといったって、それはしょうがないでしょう。

○北野委員

いやいや、しょうがないじゃないさ。そんな無責任なことを言ったら困ります。

結局、そういうOBCが計画どおり1月中に一応原案を立てて、そして債権者とお話しして3月までに決定すると言っても、本体の更生計画が決まらないのだから、ビブレはどうなるかなどというのは、責任を持った計画にならないのでないですかということを私は指摘しているのです。

だから、裁判所との関連上、形式的につくったって、果たして有効なものかどうか。実体を持つものかどうかということは、つくったとしても、今度はクエスチョンマークなのです。だから、そんなものに債権者がうんと言うかどうか。債権者に示したとき、マイカル本体の計画はどうなのだ、ビブレをどうするのだということが当然問われるのではないですか。そこは第一勧銀ですから、いろいろあると思うのです。だから、私は、そういう心配は当たらないのですかと聞いているのです。

○経済部長

先ほど来、市長が答弁しているとおりなのですけれども、OBCとしては、確かに、マイカルが更生計画に移行しましたら1年相当かかります。

ただ、OBCとしては、来年の1月21日が計画案の締め切りですから、そこにタイムラグはあります。そのとおりです。

それで、OBCとしましては、先に再生計画をつくり、その再生計画案をマイカル本体にお示しをし、その中で、内容についてのすり合わせをした上でやっていきたいと。ですから、先行して再生計画をつくっていくのだと。そうして、そういう中でのマイカルの方向性、意向を打診しながら、確実なものに仕上げていきたいということでございます。ですから、ビブレがどういうふうになるかというものも含めて、その中で、向こうとの間で検討されていくというふうに思っています。

○北野委員

それで、私もは、どうやって理解すればいいの。

そうしたら、マイカル本体とすり合わせをするから、実体のある、そういうOBCの再生計画になるというふうに言うんだね。それでいいのかい。

○経済部長

実際に再生計画の案そのものが、まだできているわけではございませんので、その辺のところがどういうふうになるかによって方向性は決まってくるから、今そういうふうに断定的に言うことは難しいと思います。

ただ、方向性としては、そういうことで手順を踏んでタイムラグを埋めながら、受理したものがつくられていくというふうに認識しています。

○北野委員

私が、この問題にこだわるのは、マイカル本体の動向というのが大変大きい影響を持っているのです。だから、マイカル本体としては、市長のお話にあるように、ビブレの再生は難しいと言っているのですから、だから、そういうことで、さらにイオンの傘下に入るということになったわけでしょう。

しかし、そこへビブレが4万平方メートルの売場面積として再生できるかどうかということ、マイカル本体の更生計画よりも先んじて小樽ビブレだけに、今度は実際に実権を持つのはイオンですが、イオンがビブレだけ切り離して、そこに色よい返事を持ってくるのか、そんなことあり得ないのじゃないですかというふうに私は疑問を持っているから聞いているのです。ぱんと切り捨ての対象にされている施設です。そこを何ぼ小樽が中心的な役割を持ってつくったと言ったって、イオン本体にしてみれば、そんなことはどうでもいい話です。だから、そういう施設を全体の本体の更生計画の中に位置付けられていないものを、半年も先駆けて1月に出してくるということはありません。

そういうふうに、言葉としてOBCは説明したかもわからないけれども、そういうことを、あなた方は、はい、はいと聞いてきているのだったら、ちょっと無責任でないかと思うのです。現実的に考えて答弁してください。

○市長

これは仮定で話をしていますから、そういう仮定を前提に話すると、非常におかしいところへ行きますので、我々は、現在聞いているものをお話ししているだけであって、仮定の話をするわけにいかないものですから、それは、我々が聞いても、まだ向こうも現在再生計画をつくるための努力をしているということですから、その言葉を信じて、ですから、行政として支援できるものは支援していこうという話もしていますし、それから、ビブレ部分については、OBCとマイカルとの間の賃貸契約があるそうなので、そういった賃貸契約がどうなっていくのか、我々としてもいろいろとまだわからない部分、それから、現地のOBCの担当者もその辺がまだ不明確な部分あるものですから、非常に明快に答えられないというのが現状でございますので、その辺はご理解を願いたいと思います。

○北野委員

私のこの指摘は、私個人ではなくて、多くの経済界の方も現実問題として心配されている点ですから、それは踏まえて対応してください。

仮定の話ということで逃げられたってだめなので、私は、確かに仮定の問題もあるけれども、現実的に予測できるから、そういうことを心配しているので、そのことを指摘して今後の推移を見ます。

そこで、市長は答弁で、市として応援できることはやっていきたいということなのですが、これは具体的には何を考えているのですか。

○市長

まだ具体的に再生計画なりの原案ができていませんから、その中で、向こうから、こういう部分で支援してほしい

いという具体的なものがあれば、その段階で考えたい、こう思っております。

○北野委員

そうすると、一定の財政的な裏づけを持った支援ということになりますね。

○市長

財政的な問題は含まれておりません。

○北野委員

現金を支出するというのではなくて、小樽市が何かお手伝いするということになったら、お金が伴うことになるのでないですか。違いますか。

○市長

まだ具体的にはわかりませんが、財政的な支援ということには、我々としてはできないだろうというふうに思っていますので、できれば後方支援といいますか、そんなところになるのではないかなと思います。

○北野委員

言っている意味がわかりませんね。

直接、資金的な援助なんかは論外な話です。それは私も市長も一致します。しかし、何らかのお手伝いをしたいと言ったって、何かをやるにしたって金が伴うでしょう。具体的な築港の問題について、お金を伴わない支援などというのはあるの。

○市長

どういうものがあるのですか。

○北野委員

だから、私は聞いているのです。金を出さない、支援すると。どういうことを考えているの。担当部でもいいです。そんなことあり得るの。

○経済部長

支援の形は、今、市長がおっしゃったように、財政的なものだけではなくて、例えば、今のOBCのスポンサー企業を、どこでどういう形で、どういう性格のスポンサー企業が出るかわかりませんが、そういう中で、単体でOBCを支えていくということが難しい場面も想定されるのですが、そういうときに、そのスポンサー企業と一緒にあってバックアップする地元の関係のスポンサーになり得るものをいろいろと、そういう協議の場を持ちながら後押しをしていくといったようなものも一つの支援になるだろうというふうに思っております。

実際には、あとそのほかに、築港地区全体の用途が現実動き出していない部分もあるでしょうから、そういう部分について何らかの手だてというのですか、そういうものがあるとすれば、そういうものも含まれていくのかなというふうに思います。

○北野委員

聞いていたら、ますます心配だね。OBCの形態がどうなるかわからない、それは私も同感です。

しかし、先ほど課長が説明したように、マイカル本体が融資だけでも110億しているのです。これが変わるということになったら、仮に株の35%、時価はどのぐらいになるかわかりませんが、それとか110億の融資を肩がわりする地元企業はないです。そうすると、全国のどこかを、全国レベルで探さなければならない。探すのに小樽市が乗り出すということなのですね。そればかりではないです。

○経済部長

メインになるスポンサー企業を探すという意味ではありません。私が言いましたのは、そのスポンサー企業で賄い切れて、OBCがどういう形態にしろ残ることができれば、それはそれでいいのだと思うのです。ですから、もしも一つのスポンサー企業で賄い切れないようなことがあるとすれば、その部分について複数のスポンサー企業が

必要になってくるような事態は想定されるわけですから、そのときに、その部分をどうするかということを言っているんで、100億の部分を引き受けて地元がメインになって引っ張っていく、そういうことを言っているわけではありませんので。ご理解をいただきたいと思います。

○北野委員

そうすると、さっきの市長の答弁では金を出さないと言うのだから、小樽市は、金を出して呼び水になるということはないということになります。このことだけは確認しておきます。

そこで、先ほども指摘しましたが、ビブレがこういう実態ですから、サティ、ヒルトン、娯楽施設、こういうところへ否定的な影響が及ぶと思うのですが、比較的営業成績がよいとされているワーナー・マイカル、ボーリング場、ゲームセンター、固有名詞は何と言いましたか。こういうところへ集客力が落ちればマイナス影響が出てくるのですけれども、これらについては事情聴取、聞き取りなどをやっているですか。

○（経済）商工課長

現在、建物全体の中での集客という意味では、聞いている範囲では4%か5%ぐらいトータルで落ちているというふうに言っておりますけれども、思ったほどの集客減にはなっていないというふうには聞いております。

それから、すべては確認をしておりますけれども、マイカル北海道サティ棟については、前年比に比べると、105とか110とかという売り上げになっているという格好になっています。

ですから、今、想定のお話でビブレが閉鎖した場合の影響と言われますと、当然、4万平方メートルが本当にがらんどうになった場合には、入口だとか出口だとかの動線を含めて大変大きな問題になりますので、それはそのときでまたいろいろ議論はあろうかと思っておりますけれども、今現在は、今お話のあった施設等に直接的な影響があるというふうには承知はしていません。

○北野委員

質問を進めます。

イオンがマイカルを子会社にして再建に乗り出すことになりましたけれども、OBCなど、関連会社や子会社などをどの程度視野に入れているか、情報は収集していますか。

○（経済）商工課長

正直に申し上げまして、新聞報道なり、あるいはインターネットから取れる資料の中で、こんな程度の部分しか承知はしてございません。

ですから、今回、マイカル本体が会社更生ということでイオンの支援をもらうという形になったと。聞いている話では、関連の民事再生を申請していた中の6社が、今日会社更生になる、さらに変更になったというようなことのニュースも聞いております。

ですから、今お話があった関連会社とか子会社というのですか、そういったものをどの程度視野に入れているかということについては、承知はしてございません。

○北野委員

そうすると、イオンがマイカル本体の再建にグループとして残しながら責任を持つと。リストラは避けがたいですが。結局、イオンは、マイカル本社の持っているOBCへの債権をてこに小樽に乗り込んでくる可能性は先ほど聞きました。否定はできないわけです。OBCのマイカル本体が持っている債権です。株とか貸付金、こういうのをてこにして小樽に乗り込んでくるということだってあり得るでしょう。そういう可能性は全然ない、心配はないというふうに理解していいの。改めて聞きます。

○（経済）商工課長

この場で、ないとかあるとかというのをお答えできる立場ではないのですけれども、一つは、OBCはOBCで再生計画をつくって今動きをしているわけですから、当然のごとく、先ほどありました492億という大きな負債総

額の、いろいろな意味での債権確保という動きは、これから出てくるだろうと思います。

そんな中で、先ほどおっしゃいましたマイカルの部分だとか、そういったものが銀行債権を含めて今後どうなっていくのか、そんな動きの中での話があります。

ですから、今、委員がおっしゃいました、イオンがＯＢＣへの債権を一つはてこにというか、バックに乗り出してくるとかという意味では、私はちょっとコメントする立場にないので、大変申しわけないのですが、ご了承をいただければと思います。

○北野委員

これは、可能性としては理論上も実態としてもあるのです。だから、そういうことで中心市街地の方々が心配しているという声もお伝えしておきます。

次に、同じくイオンがマイカル北海道の株、これはマイカル本社が27%余り持っているという報道ですが、イオンがこの株式を取得したい意向だと。ところが、マイカル北海道はイオンには渡さないとと言って激しく抵抗しているというのは、ご承知のとおりです。マイカル小樽のサティの存続にも影響する問題なので、これらの点は小樽市としては、どのように情報収集し、見解をお持ちか説明してください。

○（経済）商工課長

知っている範囲でお話をいたしますけれども、これも新聞報道を中心に、現在マイカル北海道は増資のお話等を含めて動いております。

先ほど27%とお話ございましたけれども、先般の報道では、さらに増資をする中で、マイカルの持ち分が22%何がしになるという動きまで今出ております。

さらには、財務局の方には、プラス50億程度の増資という枠を申請しているということですから、そういった意味では、マイカル本体の持つ率と言うのですか、占める率を少しでも減らしていくという動きを今マイカル北海道としては進めているということ、さらには、いろいろな商社のご支援などももらいながら今交渉をしているという状況が生じてございます。

これも、すべてそういった形でしか承知をしておりませんので、イオングループとサティを経営するマイカル北海道、道内で今20店舗ぐらいやっていますけれども、これらが今どんな形で、先ほどおっしゃいました綱引きと言うのですか、やっているかについての詳細については承知はしてございません。

○北野委員

これは、ＯＢＣを通じてイオンが入り込むよりも可能性は少ないというのは、私もそういうふうに思うのです。どういうふうになるかわかりませんから。全くゼロとは言いませんけども。

そこで、仮定の話は、市長はまた仮定だというふうに言うかもわからないけれども、一つは、マイカル北海道は、イオンの傘下に入ることを拒んだというふうになった場合、しかし、ＯＢＣは、皆さん方の願いに反してイオンの側に入ってしまうということになると、今までＯＢＣとサティの持っている契約の関係はどういうふうになるの。変わらないの。

○（経済）商工課長

詳細の契約までは承知をしておりませんが、今現在は、ディベロッパーであるＯＢＣとマイカル北海道が、あそこの部分での委託契約だと思いますけれども、契約をして、いわゆるマイカル北海道がそこに小樽サティという店舗を構えている。それで家賃相当額をお支払いをしているという形だというふうに思います。

それから、もう一つは、債権、債務の関係であるのは保証金ですが、マイカル北海道は、かなりの高額の61億とかという話でしたが、そういった保証金を積んでいる。今現在、そういう関係にあるかと思いますが。

ですから、今後、ＯＢＣそのものがどういった形になっていくかによって、マイカル北海道とＯＢＣの関係というのが、今現在は一番いいテナント、優良テナントという形で推移はしていますけれども、今後、ＯＢＣそのもの

の母体がかわっていけば、いろいろな考え方というのですか、そういう問題が出てこようと思いますけれども、今は、そういった形で売上げも伸びておりますし、マイカル北海道としては、あそこで営業を続けていく、そういった意思をお持ちでありますし、そういったお話を日常的にはしております。

○北野委員

そうすると、全く違う大スーパーが、これも仮定の話になりますが、OBCを通じてイオンがマイカル小樽のところの権利を手に入れると。しかし、宿敵のサティがそこにあると。しかも非常に成績のいい店舗だということになれば、何が次に展開されるかというのは目に見えているでしょう。

だから、そういう点で、小樽市のかかわりが非常に重要になってくると思うのですが、そういうことは想定されているでしょう。もう既に皆さんは、何が起こるか。

○（経済）商工課長

ちょっと理解できない部分があるのですが、例えば4万平方メートルのビブレのところ、仮定の話ですけれども、そこに大きなショッピングセンターといいますか、そういうものができた場合、当然、今あるサティとの競合という話は、これは容易に想像できる部分だろうと思います。

ですから、現実に商売をする側として、あそこの商店全体を考えて、いわゆるペイできるのかどうかという判断というのは、おのずからあらうと思いますので、そういったレベルでは進んでいくと思います。

それから、小樽のサティ部分ですけれども、平成11年3月から開業しておりますけれども、実は、全道のサティの中では、必ずしも優良な店舗ではございません。どちらかといいますと、余り成績がよくない店舗でございました。ただ、今現在は、前年比に比べて110とか売り上げが増えておりますけれども、ついこの前までは、全道の20店舗の中では、必ずしも営業成績がいい店舗ではなかったという、そういった実態でございます。

○北野委員

だから、北海道はマイカルが善戦健闘している地域なのです。20店舗展開しているけれども。だから、マイカル北海道がイオンの傘下に入るかどうかという話はいろいろありますけれども、しかし、触手を伸ばしているということだけは言えると思うのです。

そういう全体の中で小樽のサティがどうなるか。小樽のサティも3階部分を閉鎖すれば大変優良な店舗になると思うのです。だけれども、そんなことは今考えられない。そうすると、そういうことも含めて検討していかなければならない問題でないかというふうに思うのです。

そこで、市長に伺いますけれども、今の築港地区ですが、こういう不測の事態が起こって混乱が続いていると。これだけでも小樽への影響があるし、再生しても中心商店街への影響があるということなのですからけれども、これらについては市長としてどういう見解をお持ちですか。

○市長

ご質問の趣旨がよくわかりませんが、今、混乱しているから中心商店街に影響あるというお話ですけれども。

○北野委員

いやいや、混乱しているから小樽市に影響があるでしょう。

○市長

今、再生計画に向かって築港の方は進んでいますので、私どもとしては、それを見守っていきたいと思っていますし、中心商店街は中心商店街で、マイカルの進出以来、それぞれの商店街が独自にいろいろな事業に取り組んで中心街の活性化のために努力していますので、我々としては、そういった部分でまた支援をしていきたいと思っています。

○北野委員

それで、マイカルが手法を変えたことによって、市税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、水道料金、下水道使用料、この影響はどうか。更生債権、共益債権の区別と小樽市の歳入にどのように影響があるか、詳しく数字を挙げて説明してください。

○（財政）納税課長

ただいまのご質問の中の市税に関する部分でございますが、会社更生法に基づく租税債権の扱いということでお話ししたいと思います。

会社更生法によりますと、更生手続開始前の原因に基づく租税債権、これは原則として更生債権となりまして、所定の更生手続を経て作成されました更生計画によって弁済されることになります。

また、更生手続開始後の租税債権につきましては、共益債権として、再生手続によらず随時弁済されるということになります。

○（水道）総務課長

水道料金等の影響でございますけれども、現在、水道料金につきましては、マイカル分ですけれども、民事再生法の上では共益債権という位置付けをされておりまして、弁済人なり管財人さん方の指示によりまして適切に取り扱いをされております。

これら会社更生法に移行しましても、共益債権という位置付けになると思っておりますので、同様に、適切に取り扱いはされるというふうに考えております。

○北野委員

金額は言わなかったけれども、まず、更生債権に位置付けられたものは凍結されるのですけれども、金額は言えません。市税の場合。

○（財政）納税課長

金額となりますと特定の納税義務者ということになりますので、この場で公表することは差し控えさせていただきたいと思えます。

○北野委員

理事者は、早坂さんを含めてみんな特定の人の云々というふうに逃げるのだけれども、私は、この場で議論したことで、前回の質問のやり取りの後、読売新聞社がマイカルに聞いたら金額も全部教えていただいて、新聞報道で広く報道されているわけでしょう。だから、私は、そのことをとらえて、今度また質問をするから、マイカルは新聞社にさえちゃんと自分の金額を言うのだから、小樽市にも、議会で聞かれたら答えていいかというふうに聞いておけというふうに頼んでおきましたが、どうなりましたか。

○（財政）税務長

北野議員のご指摘ですけれども、企業が自分の意思と判断によりまして、こうこうと公表するのは、それはそれなりの意義があると思えます。ただ、私どもは、公務員として、地方税吏員として代弁することにはならないと思えます。

○北野委員

私が頼んでもマイカルに聞かなかったということだね。新聞社にしゃべるのだから、議会で聞かれたら答えていいかという質問はしていないということになりますね。

そこで、共益債権の影響内容が答弁になるのだけれども、全体の債権との関係で、幾ら水道料金の債権といえども、全額取るというふうに100%保障されているわけではないでしょう。

○（水道）総務課長

あくまでも共益債権でございますので、私どもとしては、100%保障されているのではないかというふうに考えております。

○北野委員

税務長もそういう見解かい。

○（財政）税務長

共益債権に関しては、全くそのとおりでございます。

○北野委員

更生手続中に会社の一般財産が共益債権の総額を弁済するに足らないといった場合は、これは共益債権者へ平等弁済するということに法律でなっているでしょう。小樽市だけが全部いただきますと、全額いただきますというふうにならないというふうに規定されているのでないですか。だから100%というのは正確ではないのでないですか。

○（財政）税務長

共益債権という中で、事業が更生計画をつくっていく中で、100%に近づく可能性の限り、債権取り立てはしていきたいと考えております。

○北野委員

そういうことは、当然、市としてはいいですよ。そういうふうにしてもらわなければ困る。

だけれども、そういう意図に反して足らなかったらどうなるの。法律では、平等に弁済しなさいと書いてあるのだ。それは満額もらえないことだってあるでしょう。どういう更生計画が出るかわからないのです。大幅カットになったら、その比率に応じて小樽市だってもらえないでしょう。そんなことは当たり前でしょう。違いますか。

○（財政）税務長

その部分は、北野議員のおっしゃるとおりでございます。

○北野委員

だから、100%保障されているということではないということに理解しておきます。

最後に、この問題で市長に伺いますけれども、市長の願望がそのとおり実現するかどうかわかりません。しかし、厳しい実態にあることだけは確かなのですけれども、こういう事態になっても、築港再開発のこういう計画は、市長として判断は間違っていなかったという前回の答弁は変えませんか。

○市長

前にお答えしたとおりであります。

○北野委員

私は、そういうことでは、結局、失敗を取り繕うために小樽市が何らかの支援をしなければならないということで、ずるずるずるずると市民の税金を投入することになる。そういうことはやめていただきたいということを申し上げておきます。

信組の破綻について

若干、信組の破綻に関してだけ聞いておきます。

今年の3定の予算特別委員会で経済部は、不良債権の最終処理は大手16行である旨の答弁をしていますが、それは、不良債権は大手16行だけに限られるという意味での答弁でしたか。

○（経済）中小企業センター所長

現段階では、大手行のみというふうに承知してございます。

○北野委員

しかし、政府の緊急経済対策で、中小企業の場合であっても、不良債権のオフバランス化に取り組むことを要請すると述べています。

それから、経済財政諮問会議の基本方針では、パブリックプレッシャー、公的圧力のもとで不良債権の最終処理、すなわち直接償却をします。これは中小企業にも及ぶというふうに言っているのです。これは中小の金融機関です。

柳沢金融担当大臣は6月に外国人記者クラブの講演で、不良債権は地方の金融機関にも及ぶと、繰り返し政府の担当者は語っているのです。

だから、不良債権は大手16行だけに限らない、地方の金融機関でもやるのだということは明らかでないですか。認識を変える必要はありませんか。

○（経済）中小企業センター所長

将来的に影響があるというふうには思いますけれども、まず、とりあえず現段階では大手行のみでやっていくのだというふうに承知しております。

○北野委員

私も大手銀行と横並びで一斉にやってくるとは思いません。それは、ちょっと後になってやってくると。それは福井さんの言うとおりです。

そういう前提で聞きますけれども、信組の受皿として小樽信金ということになったようですが、これまでよりも貸出し条件はきつくなってくるのではないかと。これは信金であっても。そうすれば、信組であっても同じなのですが、信金であっても貸出し条件は厳しく査定される。こういうふうになってくれば、これまで以上に小樽の零細な業者への融資が困難になるのではないですか。信金になったからめでたし、めでたしということにはならないですね。

○（経済）中小企業センター所長

貸出し条件というか、金融計算マニュアルというのは、あくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いるものにすぎないものでございまして、金融機関は、このマニュアルを踏まえて、それぞれの金融機関の規模だとか特性に応じたマニュアルを自主的に作成して行うというふうになってございますので、従来より厳しくなるだとかならないとかというふうにはならないのではないかとというふうに承知してございます。

○北野委員

センターの所長が、そんなことなら困る。厳しくなっているから、みんな悲鳴を上げているのでしょうか。違いますか。

貸出し条件が前と同じだと。そういうことでいって金融機関はちゃんと貸しているかい。どこの業者も言っています。どの金融機関、銀行であっても、貸出し条件は厳しくなったと言うのです。

そこで、現実是这样な状態になっていることは否定できませんから、議論はしません。

そこで、今、センターの所長が答えられた金融監督庁が金融機関を調べるにあたってのマニュアル、貸出し条件が厳しくなったマニュアルです。これは、どこがどういうふうに変ったか教えてください。

○（経済）中小企業センター所長

先ほど答弁を申し上げましたけれども、私どもの手元にあるマニュアルは、平成11年7月に作成されたマニュアルを私は手元に持っておりますけれども、その中で、特に貸出し条件をどう厳しくすれとか、どういうふうに厳しくなったとかという、そういう指定区分を書いたものは持ってございません。

○北野委員

それは後で資料として出して下さい。委員長、いいですね。後でいいですから。

○委員長

資料ですね。

○北野委員

それで、そこには、そういうふうに厳しくせいなどということは文言としてはないと思うのです。しかし、以前の貸出条件の基準というのはあるのですから、その対比を調べて、これも後で資料で出して下さい。厳しくなっていないなどということではないのですから。

それから次に、信組の受皿として信金が決まったということですが、3定以降の経過と現在何が課題となっているか、今後の予定、これについて説明してください。

○（経済）中小企業センター所長

10月18日に事業の譲渡の基本合意について、小樽商工信用組合と小樽信金が合意書を交わしてございます。この後、譲渡契約をして、来春に向け、事業譲渡営業業務に向けての作業をしている最中というふうに聞いてございます。

○北野委員

それだけ。

ところで、市長が再三、商工会議所と一緒に信金に受皿になってくれということをお願いしましたがけれども、信金の最近の業務内容について、どういうふうに認識されていますか。

○（経済）中小企業センター所長

信用金庫の昨年度の3月の決算によりますと、預金残高が920億円で8月期残高が460億円。

○北野委員

小樽信金ですか。

○（経済）中小企業センター所長

小樽信金です。

そういうふうに理解してございます。

○北野委員

それで、それだけならちょっとわからんわ。業務内容さ。

ちょっと委員長、そうしたら、もう少し進めます。

受皿金融機関の小樽信金の業務内容が、北海道の他の信用金庫と比べていいのかどうか。小樽信金は北海道全体の中でどういう位置付けになっていますか。

○（経済）中小企業センター所長

北海道の信金は30ほどございますけれども、小樽信金の位置付けとしては、預金残高が24位、貸出し残高が23位、預貸率が21位、業務収益が22位、以下いろいろとなっております。

○北野委員

わかりました。

そうしたら、信金としては、業務内容は別に議論があるから別にして、規模としては下位の方にランクされているということだけは今ははっきりしました。

それで、経済部長に尋ねますけれども、今年の3定の予算委員会で、我が党の新谷議員の信組の受皿金融機関はなぜ信金かという質問に対して、商工信組の体力の問題を理由に挙げたと。あなたは体力の問題だということを述べて、信金なのだという答弁をしているです。それは記録にありますから間違いはないです。その根拠を教えてください。

○経済部長

そういう趣旨のことを答弁した記憶はございます。

その根拠として私自身が押さえていたのは、北海道信用保証協会というのがありまして、信組の集まりなのですが、協会内で受皿の後がまを探すということでいろいろ作業を進めていたわけですが、その中で、札幌中央というところをまず第一に候補として挙げたように伺っておりますが、そういう中で、13年3月期の決算で5億以上の最終赤字を計上したということがありまして、金子理事長さんだと思いますけれども、そういうことを理由に小樽信組の受皿にはなり得ないということをおっしゃったことが一つあります。

それと、11年の12月ごろでしたか、北央信組が共同千歳の西支店の事業を譲り受けたばかりということで、新たな店舗の引受けについては極めて難しいのだというふうなこともございましたし、専務理事さんは、小樽信金に一括して引き受けてほしいのだが、札幌市内の優良な貸出債権であれば引き受ける用意はある、こういったようなコメントをなさったようにも聞いております。

そういうことからいきまして、私としては、現状としては、信組協会内は厳しい状況なのだろうなということを感じたのはあります。

そのほかに、6月30日、日経に掲載されました道内信組の13年3月期の決算状況を見ておりました。そういう中で、経営破綻した小樽・旭川を除いて、9信組の中の6信組が経常損益あるいは最終損益というものが、ともに赤字になっているということもございました。

平成14年の4月のペイオフの凍結解除に向けて、経営改善の早急な取組が求められているのだというふうな指摘もございました。

そういう一連の状況を踏まえまして、私としては、信組業界としては、小樽信組を引き受けるだけの十分な体力については懸念があるのでないかというふうに判断した上での私の答弁でございました。

○北野委員

ところが、9月3日のマスコミは、北央信組が、今、部長が答弁された小樽信組の札幌の優良債権のみ引き継ぐということを伝えています。

そのときに、北央信組は、小樽市内の店舗を含めて事業の引き継ぎを検討したが、小樽市や小樽商工会議所が地元の小樽信金を受皿金融機関として管財人に要請しているということを尊重して、札幌の優良債権は引き受けるというふうになったと、これは新聞で広く報道されているのです。だから、こういうことが一つある。

それから、その直後です。9月9日には旭川信組の受皿として北央信組が全面的に引き受けると表明しているのです。

だから、部長が幾ら言っても、旭川信組を全面的に引き受けたのです。何で小樽信組を引き受けられなかったか。それは市長や商工会議所が公式に見解を出しているから、それがネックになっていたということにならざるを得ないのではないかというふうに思うのですが、これは市長の判断だと思うので、市長にお答えいただきたい。

○市長

これは、商工会議所とも協議しまして、どこが受皿としていいのか。そしてまた、これを早く決めないと、金融問題で混乱が起きるのでないかというようなことも懸念されましたので、商工会議所と協議の上、小樽信金が地元のことをよく精通しているので、ここがいいのでないかという判断のもとで信金にお願いしたということです。

○北野委員

最後に、二つだけ聞きます。

一つは、信金の基盤強化についてです。

小樽信金の基盤強化について、マスコミは二つの共通した報道をしています。7月19日の日経の解説、9月7日のNHKのレポート。小樽信金は今年10月、北海信金、道央信金、夕張信金の3信金が合併し、小樽信金の包囲網が構築されたことも、小樽信組の事業の譲り受けによる経営規模の拡大に踏み切らせたと報道しているのです。これは見た方もいるし、読んだ方もいると思うのです。

これに対して関係者から異議申し立てはなかったようです。だから、この報道が本当だとすれば、顧客のことより小樽信金の経営の都合を優先した、そういうことになるし、法の趣旨にも反することになるのじゃないですか。言っている意味はわかるでしょう。

○（経済）中小企業センター所長

今の件については、小樽信金の内部事情については詳しくは承知していないのでコメントできない部分はあるの

ですけれども、ただ、10月18日には、商工信組との事業譲渡の基本合意書の記者会見で、信組の理事長が記者の質問に対して、そういうことの質問に対して、経営的にメリットがあるから引き受けるということでスタートしたのではないと。地域経済の安定に寄与するかどうかという使命感から、そういうふうにした、こういうふうにした記者会見で述べているので、私は、そういうふうに承知しております。

○北野委員

それで、私は、そういうマスコミの指摘は非常に重大な意味を今後持つというふうに思うのです。顧客を優先すると。顧客というのは小樽市の中小、零細企業、商店です。この人たちを本当に大事にする立場から、小樽信金は融資その他の問題で真剣に対応していただきたいのです。これは、頼んだ小樽市は重大な責任がありますから、特に市長は。このことについては指摘をしておきます。

最後ですが、ペイオフ解禁にかかわって、小樽市は金融機関に対して、議会でも若干議論はありましたが、ペイオフに対応して市はどういう方針で臨むか、それ以降の取組を説明してください。

○（財政）財政課長

ただいまのペイオフに対しての市の取り組み姿勢ということですが、例えば、市の基金、預託等をどうするかということでもよろしいでしょうか。

○北野委員

あなたの判断でいいです。

○（財政）財政課長

結論から言いますと、現在は、関係部局が集まりまして勉強会を行ったり情報収集をしております。

また、預託につきましては、市全体の助成制度の見直しということで検討会が行われているということで、市としての方針は現在のところはまだ決定していないというのが現状です。ただ、年内には結論を出していかないとだめだということには考えております。

○北野委員

結論出すのは年度内でしょう。

○（財政）財政課長

企業は3カ月で運用しております。多くの企業は3カ月で運用していることでもありますので、一応、年度内ということになりますと3月ということになります。年内に一定の結論を出していきたいというふうに考えてございます。

○北野委員

この問題の最後ですが、金融機関に今の預託ばかりでなくて、預金もしているでしょう。金融機関の経営不安で、地方公共団体と金融機関との関係がどういうふうに展開されるかは、今注目の点なのです。地方公共団体が大きな銀行にシフトするのではないかが全国的に今問題視されているのです。

そうすると、地元金融機関の経営基盤が小さくなって非常に困難になる。これらの金融機関は地元の中小企業や商店の支えになっているだけに、地方公共団体の銀行、金融機関との関係が非常に地元企業にとっては注目の点なのです。

小樽市として、どういう方針で、これらの厳しい金融状況の中で、対銀行あるいは金融機関との関係を続けていくというふうに思われているか説明してください。

○財政部長

今お話がありましたように、我々の公金の保全といいますか、管理というものは大変大事なことです。保全という観点から運用していかなければならないと思っていますけれども、それが特に大金融機関の方にシフトすることではなくて、やはり地元の関係がありますので、その辺は相殺とかいろいろなことがあります。借入れ

と預金との関係もございますので、そういう地元へ十分配慮といいますか、影響が出ないような形で対応していきたいというふうには考えております。

○北野委員

終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

なお、先ほどの地震の報告ですが、震源は後志北部、震源の深さは約10キロメートル、震源の規模はマグニチュード3.9、震度2ということであります。

○大竹委員

中央通における街路について

それでは、私の方から、先ほどの中央通における街路の関係をまず第一に聞いてまいりたいと思います。

それにつきまして、先ほどの内容でいきますと、今までの状況についてご説明があったわけなのですが、私の方は、これからの予定、あるいはいろいろな検討がされると思いますので、それにつきまして、時期だとか、いつまでだとか、それから参加部局だとか、人数、体制、そのようなことも入れながら伺っていききたいと思います。

それで、まず、これは区画整理事業の範囲に入ってはおりませんけれども、駅前歩道橋というのがございます。これにつきまして、以前からこれをどうするかという基本コンセプトの中にはいろいろあったと思うのですが、今それがどのような形で推移しているのか、これからどうしようとしているのか、その辺の検討も含めて現状をお知らせ願いたいと思います。

○（建都）市街地活性化対策室近澤主幹

当該歩道橋につきましては、確かに、現在、第2ビルと第3ビルの重要な連絡通路として主に使われております。

したがって、この歩道橋の今後の取扱いにつきましては、現在、活性化対策室におきまして、今まで設置された経緯、それから歩行者の通行量、さらには市民の声等のデータを分析いたしまして、今後、当委員会におきまして早急に議論をしていただきたい、そういうふう考えております。

○大竹委員

この中で議論していくと言いますが、最初、中央通のコンセプトの中では、この歩道橋はどういう形でとらえられておりましたか。

○（建都）市街地活性化対策室長

基本的には、平成9年につくられました再整備の基本的な考え方ということでお話を申し上げました。その段階では、この歩道橋についてどうする、こうするという議論は、その段階では正式になかったというふうに記憶しております。

○大竹委員

私の記憶間違いかもしれませんが、小樽駅からあの通りを眺めたときに、海が真っすぐ見えるようにというようなことが最初にあったような気がするのですが、そういうことはなかったという今の答弁で理解してよろしいですか。

○（建都）市街地活性化対策室長

私どもも同じような考え方を持っております。

○大竹委員

コンセプトとしては、あったということですか。最初のコンセプトです。

○（建都）市街地活性化対策室長

先ほど話しましたように、基本的な考え方からつくられた平成9年段階において、この横断歩道橋に関する部分については、今後の方針というのはまとめていなかったというふうに記憶してございます。

○大竹委員

そうすると、今までずっときた中で、あの歩道橋をどうするかも考えることなく、議論することなく今まで経過したということで今答弁されたことになると思います。

そんなことで、これからそれを検討してどうするかというのが、これからの検討課題だというように取ってよろしいですね。

そうしますと、その検討は、いつまでに、どういう形の中で、どのようにして、それを持っていくつもりですか。これは完成するまで、中央通が15年丸完でございますから、そんなに時間はないと思うのです。整合性もとっていただかなければならないと思うのですけれども、その時期ということを明らかにしていただきたいと思います。

○（建都）市街地活性化対策室長

今、横断歩道橋のあるエリアというのは、区画整理の範囲以外の部分、また、北海道庁が今行っている沿道の部分からはずれていますけれども、今、土現サイドとしては、エリアを超えて歩道橋の範囲の高質化の工事をするということを今検討してございます。その整備は、おおむね平成15年に実施できればというふうに聞いてございます。

そういった状況からしますと、この横断歩道橋の議論は早い段階において結論づける必要があるだろうというふうに認識してございます。

○大竹委員

今のお話を聞いていますと、15年には下の通りはできるけれども、歩道橋はあのままでありますよと。それをどうするかというのは、これからまた検討しますよと。そんなコンセプトの中で、中央通をやっていたと私は記憶しているのですけれども、今の話からいきますと、あれは全然抜きにしたコンセプトの中で中央通を考えていたという、そういう答弁になるのですけれども、それでよろしいのですか。

○（建都）市街地活性化対策室長

私は、ちょっと答弁になってなかったかもわかりませんが、中央通を整備するに当たって、この横断歩道橋の議論をなくして進んできたというふうには考えてございませんし、当委員会にも、この歩道橋についての議論はさせてもらった経過がありますので、先ほどお話ししました15年の段階で、小樽土現が整備をすることについて前向きな検討をしているということがあるから、それ以前に、15年度の整備に向けて横断歩道橋についての方向性も早い段階で決めたいということでございます。

○建築都市部長

今の歩道橋の話について、若干補足をさせていただきたいと思います。

ご主旨の中でも、ある程度見えている部分なのですが、この部分については、当初の区画整理が整備済み、道路が整備済みという状況が一つあるということなのです。

中央通をどうするかという問題につきましては、いろいろ議論の中で、海の見える道路として位置付ける、これは明らかな部分だろうというふうに思います。

その間、議会の中でも、歩道橋が目に入ってくるな、何かいい方法はないかという議論はいろいろされたことも間違いなくございます。

そういう中で、あの歩道橋は、あっていいのか、あるいはなくした方がいいのか、いろいろ議論があったり、また、地域の方々の要望なり、いろいろございまして、それをどういうふうに整理をするかということで、先ほど主幹の方からも答弁がありましたが、実態、あるいは地域の意見、いろいろなものを考えながら、15年の整備ということを土現サイドから、この機会にリニューアルも含めて考えてみてはどうかという話があって、それにあわせた

形の中で今検討している、こういうふうな状況でございますので、この歩道橋を取る取らないというのは、本当に委員の話のあれがどこまでできるかという問題もありますし、また、時間的な問題もいろいろあるわけでございますので、当初からは、歩道橋を取る取らないという議論は、コンセプトをとる中ではなされていなかったということとは申し上げておきたいというふうに思います。

○大竹委員

それで、先ほど私が冒頭で申し上げましたように、こういうようないろいろな検討があるだろうから、それについては、いつ立ち上げて、どういう参加部局を入れながら、どういう人数で、どういう体制で、いつまでにその結論を出そうとしているのかということを最初にお聞きしてありますけれども、その辺についてのお答えがないようです。

○（建都）市街地活性化対策室長

今検討しているのは、まず活対として、今言った近隣の商店街、さらには一般市民の声、さらには、アンケートなどから交通量を調査をしております。それをもって一定の方向の分析が終わり次第、部内で協議をし、その後、関係部局と協議をして、できれば来年の早い段階で方向づけをしたいというふうに考えております。

○大竹委員

関係部局というと、これは道も入りますか。内部なのですか。

○（建都）市街地活性化対策室長

基本的には、道のスタンスは、あくまでも小樽市の意見を尊重するというスタンスをとっていただいておりますので、関係部局というのは、庁内関係部局ということ意識してございます。

○大竹委員

その辺ではちょっと関連してくるのですけれども、これは、以前からもいろいろと問題になっております駅前広場の使い勝手の問題も含めて、どのようにしたらいいのかということがありますが、この辺に向けての検討というのは、今どのような状況でされているのか。これは都市計画とか何かも全部含まれてくるのでしょうか、その辺も含めて、どのような形になっているのか、以前の質問と同じような形の中で、お答え願いたいと思います。

○（建都）市街地活性化対策室長

駅前については、本委員会でもご議論をいただいている部分がありますけれども、あくまでも中央通整備がある程度できて、方向が見えてきたという中で、利用状況について庁内の関係部と議論をしているというような状況であります。ただ、まだ具体的な方向性というのが見えない中で、これについても、中央通の完成が見えた中で、方向性といいたしましょうか、実施する、しないというような中身も含めて早急にまとめていきたい、こういうふうに考えてございます。

○大竹委員

先ほどの歩道橋には来年、駅前の広場については早急、いずれもすごくあいまいな形の中で、ですから、実際に都市計画をこのようにいろいろやっていくに当たって、いつまでにはこうしなければならないというようなものを決めながら物事をしていかないと、ずるずるずるずるといつてしまって、結局、最後にできなくなったというような、そんなようなことがあっては非常にむだになると思いますので、その辺をきちっと区切った中でやっていった方がいいんじゃないかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○建築都市部長

駅前広場の使い勝手ということで、決していい状況ではないという認識は我々も持っているわけでございますけれども、基本的に駅前広場をどうするか、こうするかという構想も含めて、まだ十分煮詰まっていない、あるいは、されていないという実態がございます。

したがって、これにつきましては、今の話にもございましたけれども、中央通が15年に完成ということになれば、

当然、駅前部分もいろいろな意味で、また使い勝手の問題も出てくるだろうということであれば、ここも含めて、やはり早目に、どういうふうな方向がいいのかということも固めていくべきであろうということから、窓口、あるいはまとめる部分、そんなものを位置付けながら検討していかなければならないと、こういう状況でございますので、非常にあいまいだという、いつからだということをおっしゃっているわけでございますけれども、今言いましたように、いつからやろうということでの固めはまだできておりませんので、駅前広場をどうするかという、その辺の窓口といいますか、それを固めながら検討しよう、こういう段階でございます。

○大竹委員

検討内容や検討をいつからしていくかということまで、まだ決まっていません。15年には下の通りは丸完になります。でも、上の歩道橋はそれから先の話です、そんなことでもって、ずっと以前から主張しているように小樽の顔となる街路として中央通を位置付けているという。そういうことから考えて、そういう形でいいのですか。

その辺をちょっとどういうふうにとらえているのか。いろいろな中でもって答弁をいただいている中では、小樽の顔、中心としての顔ということで何度も答弁をいただいているわけですが、そういう考えの中で、年次的なものがずれるような、そのようなことで取組みが、今、小樽の顔として中央通を考えているということになるのですか。これ説明していただきたい。

○（建都）市街地活性化対策室長

まだここだけの関係でございますけれども、私どもは、15年度以降にと言ったのではなくて、15年の道の整備にあわせてというお話をしていますので、そのような期限が切られて実行をしているというふうにご理解をいただきたいと思っておりますし、駅前部分については、当然、どういった形の整備が一番好ましいのかから始まって、どういう事業主体で、小樽市は、どういうかわりを持って、または駅前再開発ビルが建ち並んでいる中で、そういったものをどのような形で取り込んでいくのか、そのためには多くの地権者等があって、そういったものの整理も今後していかなければならないという中で、具体的な方向性はつかない。だから、できるだけ早く方向性なりを示せるようなことを庁内で検討するというふうに考えているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○大竹委員

そのほかに、この中央通についてはいろいろな問題があると思います。最初に、コンセプトの中でいろいろ挙げられてきたこと、これが浮かんだり消えたりしながらいろいろあったわけなのですが、それで一番興味があったのが、駐車帯だとか駐車場だとか、こういうようなことが、あそこを利用する市民のために利便性のことを考えると必要だということと、それとあと、人の流れ、道路の幅が広いものですから、なかなか横断できないということの中で、スクランブル交差点というような話もあったと思うのですが、その後、どのような形の中で、今これが実施されようとしているのか、できないのか、その辺、最初はこうだったけれども、結果的にこうならざるを得なかったという部分もあるかもしれません。その辺をきちっと整理していただければと思います。

○（建都）市街地活性化対策室長

駐車帯、駐車場、それからスクランブル交差点の部分においては、この委員会で議論したこともございますので、その分、再確認できることから申しますと、駐車帯については、路上駐車でありますと、公安委員会の基準があって、その場合に勾配だとかバスタッチだとか、そういったことを考慮するときに、この中央通の中で設置というのは難しいということについては、これまでの議論と同じでございます。

一方、駐車場についてでございますけれども、このエリアにおいて、あくまでも各権利者ごとにおける施設利用者の駐車場という点では、各自に、ある程度備えつけてもらうというふうにご答弁を申し上げたわけでございます。

一方、スクランブル交差点の話でございますが、これは最近議論をし、検討してきたものでございますけれども、最終的に、公安委員会の方では好ましくないというふう結論が出されてございます。

それはなぜかという、これだけ交通量がある中で、信号処理の問題からいって、中央通においてはスクランブル交差点は好ましくないという判断でございます。

それを公安委員会の同じセクションの中で、これまで設置をしている、ほかの既存スクランブル交差点についても、将来的には解消していきたいということもつけ加えてございますので、我々としては、いろいろとご議論をさせてもらいましたけれども、この部分は実現不可能だというふうに今の段階では考えてございます。

○大竹委員

いろいろな締めつけとか何かがあるわけですが、ほかの道路と違いまして、この通りというのは小樽の顔であるということを強調した中から、法的にだめだということじゃなくて、措置をすることによって可能になるということが大いにあると思うのです。

ですから、コンセプトからいきますと、この通りはこういうふうにするべきである、いろいろな法律があるとするれば、法律を踏みながらも、市民なり外から来る人に、さすが小樽と言われる道路をつくるのが、この道路に対する本当のコンセプトでなかったですか。

ですから、その点、36メートルになりますと、前にも指摘をしましたけれども、両側の商店街がばらばらになって人の通りが悪くなるような、そのようなことがあってはならないわけです。

そうしないためにも、どうしたらいいかということが必要になってくるわけです。ですから、確かに公安委員会の問題にしたところで、どうしてもこの辺は必要だというようなことを言いながら、その辺を上部にまでも説得するぐらいの意気込みでやっていただかなければ物事はならないと思うのです。

そういう面について、今さら言ってもと思いますけれども、私自身、小樽の顔となる、この街路自体が、将来、別な言葉で呼ばれるようなことだけはしてほしくないということがあります。

そういうような関係でもって、地下埋設がずっとされていくと思いますけれども、これにつきまして、それぞれ張りついているところについては、引込線なり何なりという形の中で物事をするわけですが、そういう中で、工事費に対するそれぞれの負担というのは、どういう形でもってされていくのか。今までは、とりあえず黙って受けていましたけれども、今度、工事費の中でもって埋設なり、つけ替えをするといったときには、どのような状況になっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○（建都）市街地活性化対策室長

今のご質問は電線の地中化の部分ですか。

○大竹委員

はい、そうです。

○（建都）市街地活性化対策室長

基本的に建てるときに、民間側さんの方に、この通りは電線の地中化が行われる予定なので、あらかじめケーシングをしてほしいということをお願いしてございます。

そういった中で、地元の方に負担をお願いする事例は、今のところないだろうというふうに考えてございます。

○大竹委員

そうしますと、ある程度、引込みいただくとかということがありますから、向こうの勝手でないものですから、その辺も含まれた中で、とりあえず費用も見ながらやっていただいているということになると思います。

それはそれとしてあるのですけれども、新しく入られるというようなこともあると思うのです。新しくあそこに張りつくというようなこともあると思うのです。それについても、どういうふうになるのですか。年度が変わってくることもあり得るような気がするのですけれども、その辺はどうですか。

○（建都）市街地活性化対策室長

今、地中化をしているエリアで再建がなされていない敷地については、N T T管、それから北電管、給水、排水、

すべての施設について敷地内まで入れてございますので、当然、再建のときにその位置を意識しながら再建をすれば、個人負担はないもの、こういうふうに考えております。

○大竹委員

ちょっとまた角度を変えますけれども、15年に全体ができてくる。そうすると、商店街というのか、いろいろエリアは3カ所に分かれていますけれども、そういう中で、普通の商店街という考え方で全部ひっくるめます。

そういう中で構成される商店街自体がどのようなものかということや予想しているのか。確かに、今までのくくりは、ここは何々地区、何々地区ということはありません。それをもう少し横に連ねていったときに、どういう感じのものになってくるのか、その辺の予想というのはどうなのでしょう。

○（経済）小鷹主幹

現在、中央通に隣接をいたします、商店街でいいますと都通、それから梁川商店街、それから稲穂大通商店街、こういったものがあるかと思えますけれども、残念ながら、縦通りについては、商店街を縦通りと言いますか中央通そのものについては、商店街を形成していないという状況でございます。

今後、そこに商店街が形成されるかどうかということはちょっとわかりませんが、一応、商店街を形成する際については、30店舗ほどの連帯した、そういった状況でなければならないとか、それから、お互いに重なり合ってはいけないとか、いろいろな条件があるようでございます。

そういったものの中で、そういったものが形成されてくるということがありますれば、私どももまた、支援できるものがあればしていきたいと思っておりますし、それによって商業振興がなされるということであれば、いろいろな各方面にも連絡をとっていきたいというふうに思っております。

○大竹委員

今、商店街という一つの組合なり団体という考え方をしたかもしれませんが、私は、それは全体として物の流れを考えたときに、どういう街並みが形成されるのかということや伺ったつもりでございます。今の答えは、組合というような、そんなようなお答えだと思いますけれども、その辺はどうですか。

○（建都）市街地活性化対策室長

中央通の整備が outcome として、なぜその整備が進まないのかというのは、これまでいろいろとご議論いただき、ご指導いただいたところであります。それはあくまでも、この通りを媒体として、後背地にある商店街も、要は回遊性を高めるだとか、来外者の、要は商店街に向けた回遊性を高めるだとかというようなことをベースにしてきました。

その中で、今、中央通の通りの整備の仕方について、これまで議論しましたように、今いろいろなイベントができるような、要はハードの部分は、まさにそうすべき部分については行政だろうし、ソフトの部分においては民間側の方にいろいろ検討してもらおうという形の中で、まさに小樽市の顔である中心、中央通を媒体に近隣の商店街も含めて一体の商業活動ができるのではないかとこのようにも一方としては考えております。

○大竹委員

つながってくるのはよくわかるのです。ただ、小樽の顔として中央通というそのものの自体がどういう街並みになっていけばいいのかという最初があると思うのです。その後、実際にいろいろ交渉した中でもって、なかなかならない部分もあると思うのです。

でも、最終的には、魅力あるまちづくりをしなければならないわけです。そこに誘導をしていかなければならないと思うのです。

そういう中で、結局、予想されるものは最初の予想と大分違ったという部分があるにしても、とりあえず、小樽市民にとって誇れる、このようなまちになるのだということは当然お持ちだろうと思っておりますので、その辺を聞いているのです。

○（建都）市街地活性化対策室長

そういうのは、先ほどお話ししたご答弁の具体的なお話をしますと、小樽の顔ということは、品位、風格があって、人々が潤える部分、または憩える部分、そういう道路の整備をしています。

ハード側の話をしますと、当然、歩道は8メートルの幅を持って自然石を張りましょうねと。さらには、民間さん側がその歩道を活用するに当たっては、電気の供給源を提供しましょうねと。当然、能力的には散水ホースなのだけれども、例えば、夜市、フリーマーケット、そういったものが、もし民間側のことを考えて給水施設も設けましょうねといった形の中で、我々の整備というのは、まさにハード・プラス・ソフトを意識した中でつくっていく。

これはちょっと抽象論なのだけれども、まちづくりという点については、行政が一方的に絵をかいて、そのとおりになるというふうには当然なっていませんし、現に、これまでに当委員会でお示しをした絵姿についても、現実としては、違うことについては委員ご指摘のとおりだと思いますけれども、逆にいえば、ここまで進んできたということは、そういった絵姿なりをお示しをし、各地権者がそれぞれの力量を持って再建をして、今ある姿を今後どう使うか、そのためには市民にどう使ってもらおうかということの議論をどんどん変えていかざるを得ないだろう。

現に、この地域は、中央通まちづくり協議会という権利者から成る協議会をつくってしまっていて、そちらの方でソフトはどうかという議論をしていますし、実は明日、都通商店街のスタッフ等とソフトについて議論しようというような話の中で、今度はハードからソフトの部分を重点的に構築していくということだろうと思いますし、それが、今ご質問のある地域の活性化というふうにつながるだろう、こういうふうに理解しております。

○大竹委員

そこで、今ちょっと出てきました電気と給水施設、これなのですけども、これはだれでも使えるようにということなのですが、その費用負担はどこで持つのですか。

○（建都）市街地活性化対策室長

電気については、臨時灯扱いができるような仕組みを持っていますので、利用者が、その都度、北電に申請をしていただくというふうになります。

散水栓については、データでカウントしていますので、利用者が個別に払うというふうになるものでございます。

ただ、いかんせん、散水目的の部分については、散水ですので、緑化に使う部分においては、ある程度水道局の方と議論をした中で整理はしていきたいというふうには考えております。

○大竹委員

ちょっと考えるけれども、夏あたり歩道掃除とか何かに水を使うというときにも、そういうときにも使えるという考え方もあるわけですね。

○（建都）市街地活性化対策室長

ちょっと言い方がまずかったのかもしれません。

まず、管理をどこにするかということが問題なんですけれども、とりあえず、コンセント、散水栓については、今の段階では、先ほどお話ししましたまちづくり協議会の組織に移管しようと思っていますので、そういった中で、もう少し具体的に詰めていく中で、料金体系だとか、それについても詰めていきたいと思っています。

○大竹委員

そのようなことで、あと歩道だって、ある程度の広さがあって明るく感じのいいものでないと、なかなか歩けないだろうし、また、夜のにぎわいということもあるでしょうから、その辺に対する、今は下の区域が一つの歩道照明として、道路照明も含めて一つの形でありますから、あのとおり上がってくるのだと思いますけれども、それにも加えて、いろいろな優しさといいますか、らしさといいますか、そのような歩道もつくっていかなければならないでしょうし、時には歩道も、道路だからといって営業禁止だとかというようなことも、それはなくして、そこで時期によってはできる、あるいは、雪あかりの路などを考えますと、冬あたりでも、その辺がちょっとしたこと

できるとか、そういうような配慮もしていくことによって、にぎわいということにもなっていくでしょうから、今ちょっと何点か言いましたけれども、その辺についてのお考え方もちょっとお聞きしたいと思います。

○（建都）市街地活性化対策室長

重複したご答弁になるかもしれませんが、基本的に、要は回遊性を高めるという点について、ハード、ソフトそれぞれ役割分担の中で整備しようという中で、まずは明かりのベースというのは、まさに一つの街路空間を彩るというのが重要なものですし、そういったものの雰囲気というか、安心というか、そういったものが求められます。

そういった意味では、照明に関して、狭義のお話をしますと、例えば街路照明の街灯の形を、運河にあるようなガス燈のイメージを踏襲するだとか、そういったものを当然考えてございます。

一方、今、道と検討中という形の、つけるつけないという議論も最終段階にきていますけれども、例えば、中央通の整備の部分に、サブタイトルとして雪あかりの路というのをある程度意識してございまして、そういった中で、例えば歩道の部分に、床ですけれども、ライトを埋めて、回遊性を高めるというような明かりの演出なんか、今、小樽土現の方と協議をしております中で、そういう意味では土現の方はまだゴーサインを出しておりませんが、いろいろな市民団体の方と、例えばお盆のイベント、それから夏のイベント、それぞれにマッチした施設整備をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○大竹委員

この中央通に関して最後でございしますが、ＴＭＯ、これが立ち上がっておるわけなのですが、こういうようなことが中央通に張りつく、あるいは、こういうような形の中で関連づけられて物事をしていくということがあれば、関連事業としての位置付けがされているところがあるのかなのか、この中央通とＴＭＯとの関係ですね。どういう形になっているのか、ちょっとその辺がありましたらお聞きしたいと思います。

○（建都）市街地活性化対策室渡辺主幹

中央通とＴＭＯの関係でございしますが、現実には、ＴＭＯの今現在の事業の中には、基本的には入ってございません。

ただ、中央通が今後整備される中で、その辺はＴＭＯと連携しながら整備していきたいというふうに思っております。

○（経済）小鷹主幹

若干補足いたしますと、今言いましたように、直接中央通の事業の中には入ってございませんけれども、中央通の拡幅に伴いまして、現在あります都通のアーケードが一部切られます。その再建という形で、それに伴いまして、都通としては、来年度に向けて全体的なりリニューアルをしていきたいというふうに考えております。現在そういったものについて鋭意進行中でございます。

○大竹委員

北洋銀行小樽支店の問題について

まるっきり変わりますが、最後になります。

前回の8月21日の活性化特別委員会の中で、私が取り上げたのが一つございます。

北洋銀行小樽支店のことにつきまして、この1点で伺ったわけなのですが、そのときにいろいろな答弁がございましたが、その後、事態がかなり変わったというようにとらえておるわけなのですが、それで、民間活用するような形の中で、新聞によりますと4,000万というような数字も出ておりました。

そういうようなこともあるのですが、その辺どのような現況になっているのか、その辺がおわかりになりましたらお知らせしたいと思います。

○企画部次長

旧北洋銀行の関係でございますけれども、これにつきましては、12日に契約をするというようなことで聞いてございまして、その後、私どもも3者の方といろいろ話をさせてもらいながら、今後どのような形で小樽市が携わっていけるのか、そういうことも含めて、今現在話を進めさせてもらっているということが一つと、それから、今現在、まだ利用計画が決まっていない、こういうことでございますので、今後また、そういう中で話し合いをさせてもらいながら、どう進めていくか、そんなことも含めて相談に乗っていきたい、こんなふうに思っております。

○大竹委員

答えはわかっていると思いますけれども、私自身はわからない。今の12日、何月の12日かわかりませんし、どことどこの関係の中で契約がなされるのかということが抜けていましたので、ちょっと教えてください。

○企画部次長

今月の12日ということでございます。

それから、契約ですけれども、北洋銀行と今の3者です。

今、この件につきまして、具体的に我々も契約するという段階で聞いておりまして、まだどこでどのような形でという部分まで私はちょっと聞いていないものですから、また後ほどご報告させていただきたいと思います。

○大竹委員

11月12日、それはそれでいいです。相手方の問題についても、大体出ているところだと思います。

それで、以前の答弁の中に、これは建築都市部長なのですが、北洋銀行と小樽市が話し合った内容について答弁をいただいています。

そこで、もう一つの交渉の中で、これを存続するためには2,000万円くらいの支援助成も、市としては非常にびっくりするような支援体制もとっていますという答弁がありました。

そういうことになりますと、これから今いろいろやっていくに当たって、あるいは存続して生かされていくとするならば、何らかのそういうような支援助成ということも考えられるのかなということにつながる答弁だったと思いますが、今はどう考えておりますか。

○建築都市部長

前回答弁をした中身は、歴史的建造物、指定された歴建につきましては、ああいうような構造の建物の外観を補修する場合には2,000万という一つの限度額があるわけですが、そういう助成制度もありますよということの中で、存続ということは可能でないかと。要するに小樽市は既に持っているもので、それを活かした中での存続というものを考えられないかという形で横に投げかけた、こういう中身でございます。

○大竹委員

そうしますと伺いますけれども、今あれが歴史的建造物という形の中で残されるとするならば、要するに歴史的建造物というとらえ方の中で、それに助成措置がとれますよという答弁と聞いてよろしいですね。

○建築都市部長

先ほど言いましたように、指定された歴史的建造物につきましては、今の制度の中で助成は可能だということでございます。

○大竹委員

ちょっとそこには、大げさな言い方かもしれませんが、そのときに市としては非常にびっくりするような支援体制をとっておりますというその言葉なのですけれども、びっくりするというのはなくて、今の答弁からいきますと、歴史的建造物の保存についても条例の中で決まっている話です。ところが、びっくりするというのは何かということなのですが。

○建築都市部長

そのときの答弁は、私は事細かに覚えているわけですが、相手に言ったのはどういう趣旨かと申しますと、要するに、ほかの都市でもなかなかない助成制度、小樽市としては非常に思い切った助成制度を持っていますよと。こういう趣旨で申し上げているのであって、その辺はご理解をいただきたい、こういうふうに思います。

○大竹委員

それでは、そういうようなことで、民間の方もいろいろ動いてきていますし、中央通の問題にしても、いろいろな面で民を活性しながら物事をやっていくことによって、財政支出も少なくなるということも出てきますので、少ない財政の支出の中で、より効果を得るような、そのような体制をこれからもやっていくためには、やはり情報の開示だとか、いろいろな話し合いをするということが必要です。それについてある程度の期限を決めるということも当然必要でしょう。相手方にとっていつかわからないようなことでは、なかなか話にならないと思うのです。

そういうような形の中で取り組んでいかれたら、もう少し先に進んだ、あるいは後でもって理解を得るために説明にそれぞれ回るのではなくて、そのような形もとられたら、よりまちづくりという形の中でプラスになっていくのではないかな、そう思っておりますので、最後に市長のご感想をお聞かせ願って終わりたいと思います。

○市長

どういうご感想を述べればいいのか、ちょっとわからないのですが、今回、北洋銀行の小樽支店といいですか、登録歴建ということで、一時は解体やむなしという事態になったわけですが、どうしてもこれは残したいという熱意を持った市内の経営者の皆さんが、ぜひこれは残したいという強い熱意でもって北洋側と交渉して取得をしたということで、こういったことは、まちづくりにとって非常に大事なことだろうというふうに思います。

例えば、長浜の黒壁もそうですけれども、そういった一つの古い建物を民間が取得して、そして賛成の会社をつくって、まちづくりを成功させたという事例がございますけれども、今回の北洋銀行の建物の取得を聞きまして、長浜の黒壁のまちづくりを思い出しましたので、こういったことが広がりをを見せていって、まちづくりにつながっていけばいいなというふうに思っていますし、彼らも市内の皆さんも今後どういうふうに利用していくか、いわゆる市役所側の知恵も貸してくれというような話もありましたので、ぜひ共々知恵を出し合って、いい活用方法ができればな、こういうふうに思っています。

○大竹委員

終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時6分

再開 午後3時30分

○委員長

会議を再開し、休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

市民クラブ。

○斉藤（裕）委員

マイカルの抵当権について

マイカル関係についてお尋ねいたします。

先ほど債権の問題で質疑がありましたけれども、私は、今、更生担保物件、要するに抵当権の関係についてお尋ねしたいと思います。

マイカルのあの敷地に土地があって上物が建っているわけですが、エネルギー棟、本棟、そしてレジデンシャルゾーンの住宅、それぞれどういう形で再生担保が設定されているか、これをまず教えていただきたいと思います。

○（経済）商工課長

ちょっと私のところで全体を把握していないのですが、今わかっている範囲でいきますと、あそこ全体の、いわゆる土地ということからいうと、小樽ベイシティ開発が所有しております。

それから、建物に関して言いますと、区分所有という形で、小樽ヒルトン株式会社は自らの部分を所有している。それから、小樽エネルギー供給株式会社、ここにつきましても、建物の部分の区分所有をしているというふうに理解しております。

今お話しがありましたそれぞれの担保権につきまして、抵当権がどんな形でついているかということについては、詳細については今承知をしてございませんので、後ほどまた調べた中でご返事をさせていただきます。

○斉藤（裕）委員

それでは、確認しますが、本体のヒルトン以外の部分はOBC所有ということになっているのですね。建物は。

○（経済）商工課長

建物は、エネルギー供給とヒルトンは自ら所有をしておりますけれども、それ以外の部分は小樽ベイシティ開発が所有しているというふうに承知しております。

○斉藤（裕）委員

レジデンシャルに建っている住宅2棟も同様ですか。

○（企画）高橋主幹

住宅につきましては、小樽ベイシティ開発の所有と承知しております。

○斉藤（裕）委員

これは、皆さんもご承知のとおり、謄本だけでも取ればわかることですから、もう既に把握されているものだと思うって私はお尋ねしたわけなのですが、要するに、現金に当たる部分、債権債務の関係で会社更生法であるとか民事再生法の中では議論になりますけれども、それに伴って、資産についている従来の優先抵当権、それは更生担保として移管されるわけですが、その点について影響というか、どう変わるかお尋ねします。

○（経済）商工課長

承知をしている部分だけでお話をしますと、OBC、小樽ベイシティ開発の所有部分について、謄本を取って見た経過がありまして、それを見る限りでは、日本政策投資銀行が第一抵当という形で、ちょっと金額は出てまいりませんけれども、ついてございます。

それから株式会社マイカル北海道、ここが例の保証金に見合う額だと思いますけれども、そういった形での抵当権の設定はされているというふうに理解をしてございます。

それから、今の担保権のお話、更生担保ですか、これは、今のマイカル本社の更生計画の変更によってどんな形になるのか、ちょっと流れを承知をしてございませんので、その辺はまた、今、ちょっとお話しできることは、私としては、そういった整理がされておられませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

○斉藤（裕）委員

収入役にお尋ねしますが、これは実務がご専門ということで。

抵当権については、更生法であろうが民事再生法であろうが、基本的には余り影響がないような、従来から、一般の政策への投資と同じような扱いをされるのじゃないかと私は思っているのですが、その辺、数限りなく抵当権をつけてこられた収入役としては、ご説明を願いたいと思います。

○収入役

今の斉藤（裕）委員の質問ですけれども、数限りなく抵当権をつけたというお話ですけれども、ただ、実際には会社更生法ですとか民事再生法、特に民事再生法につきましては、昨年の4月ということでございますので、私のときは、それはちょっと該当したことはありません。

それから、会社更生法も私は経験しておりませんので、そのあたりについての事務的なことについては、よく理解しておりません。

○斉藤（裕）委員

私が専門家の弁護士さんや何かに聞くと、実質的には余り影響は出ないんじゃないかと言っているわけですが、やはり今、皆さんのご答弁で、これから調べると。突然尋ねられて困ったのかもしれませんが、しかし、この辺は注意深く目を向けるところであらうと思いますので、今後というよりも、本当は既に把握されるのが筋だと思います。

ですから、これは早急に整理をして、これは一般の方でもわかることですから、庁内で情報の共有を図っておいただきたい、こう思うわけです。

それと、議論を進めるに当たって、どうしても確認しておかなければならないことというのは、エネルギー供給だとか、ヒルトンであるとか、サティであるとか、マイカル北海道であるとか、そしてOBC、これを今回のマイカル小樽に関係する関連企業と言っておりますけれども、この関連企業の出資構成だと言うのですね。株の持ち合い割合、これについては、先ほどご答弁もいろいろありましたけれども、把握されているはずですから、ディスクロージャーされている、一般公開されている範囲で結構ですので、株の構成をお知らせ願いたいと思います。

○（経済）商工課長

まず、小樽ベイシティ開発でありますけれども、ここににつきましては、先ほどもちょっとお答えしましたが、株式会社マイカルが35%を所有してございます。

それからあとは、大きいところでは北海道ショッピングセンター株式会社、ここが25%、それから、道内の企業でありますJR北海道、それから中央バス、それからジャパンメンテナンス、こういったところがOBCの株の所有ということでございます。

それから、ヒルトンの関係でございまして、小樽ヒルトン株式会社におきましては、株式会社マイカルが59%、あとは小さなところと申しますが、小さいと言ったらあれですけれども、1%、3%、5%ということで、例えば小樽ベイシティ開発、あるいは北海道ショッピングセンター、あるいは市内の企業何社か、それから、小さなところでは取引先というのですか、雪印乳業だとかアサヒビールとか、そういったところも、わずかずつですが、株を所有しているというふうに承知をしております。

それから、マイカル小樽エネルギー供給ですけれども、これも、大きいところでは小樽ベイシティ開発が18%ほど、それからマイカル本社が16%、それからジャパンメンテナンスが16%、その他エネルギー関係の北海道ガスだとか北海道電力、こういったところが株を少し所有している、そんな状況でございます。

○斉藤（裕）委員

今ご答弁をいただきましたけれども、やはりマイカルからの出資、また、マイカルとほとんど一体と言っても構わないような法人の人たちが株をほとんど持たれている。そのマイカル本体がイオングループとの今回の更生に当たる、そういうことなわけですけれども、わかりやすくご説明を願いたいのですけれども、基本的なことかもしれませんが、マイカルの所有している株式というのは、今後どういう処理の扱いをされる可能性があるのですか。幾つかの方法を教えてください。売ってしまうとかどうするとか、減資するとかいろいろありますが、その辺どういうことが予想されますか。

○（経済）商工課長

ここ2、3日、いろいろな資料を見た範囲では、今おっしゃた減資といたしますか、減増資というやり方で整理をしていく、今回イオングループが、そういった会社更生の方式だというのが口頭の中でもなされております。

私どもも、いろいろなことで見たりしている中では、当然、株式の売却ということもあるでしょうし、あるいは、今後の更生計画を立てる中で、マイカル本体が株の扱いをどうしていくのかというあたりは、ちょっと見えないのですけれども、物の本によっている中では、今言った売却の方式だとか、あるいは減資をしていく方式だとか、あるいは子会社関係でいろいろな話し合いの中で処理をしていくのか、ちょっと詳細には承知はしてありませんが、今おっしゃたような形で、ここ2、3日見ている中では承知をしております。

○斉藤（裕）委員

収入役にお尋ねしますけれども、投資の欄に、マイカル本体の投資の報告が載っているのか、収支期になっているのかよくわかりませんが、一般的には、どちらにしても資産が載ってるわけですね。そうすると、この辺は、会社を更生するに当たって、使っていない資産は、要するに換価するというのが恐らく基本ではないかなと思うのですけれども、その辺の予想というのはどうですか。

○収入役

株式につきましては、有価証券であるとか投資であるとか、いろいろな形で一切載っていることは間違いのないと思います。ただ、それをどういうふうにして処理をしていくのかというのは、ちょっと私も勉強不足な部分がありまして、よく理解していません。

○斉藤（裕）委員

今日は冷たいですね。

恐らく会社を再建される弁護士さんにしてみると、要するに、資産から営業内容から総合的に判断して、株式をそのまま持ち続けている方が有利だと思ったらそうするでしょうし、これはむだだと思ったら、たたき売りでもいいから、手っ取り早くキャッシュにかえてしまうという方法になるのだと思うのですけれども、いずれにしても、弁護士の考え一つということになるわけですよ、このエリアの。

ですから、小樽にとっては非常に大きな問題だけれども、全体のマイカル像をつかむというのは至難のわざだと思います。

ですから、先ほどの議論で何か人任せのような答弁に聞こえたのも、私は、若干値引いているのです。というのは、マイカルという大きな会社更生法の中の一部門でしかすぎないから、それを今具体的に掌握せよと言っても、これはなかなか難しい。一日で方法が右から左に変わってしまう可能性だってある。

だから、これはしょうがないのかもしれないけれども、少なくとも情報収集の手だてというのが甘いような気がする。それはなぜかという、抵当権の関係だけを取ってみても、そんなのは基本中の基本だと私は思います。

ですから、これは、理事者にさらなる努力をしていただかなければならないのだろう、こう思うのです。

それで、市長にお尋ねしますけれども、先ほどの質疑にもありましたけれども、支援をするとおっしゃった。だけれども、その支援の中身は何ですかということになると、具体的にはまだ言えないと。言ってきたから考えるような話だったのですけれども、私は、これは違うと思う。現実問題、今の株の構成やなんかをとってみても、小樽のマイカルのエリアというのは、もう手のひらに乗ったようなものです。

そうすると、小樽市が最悪のときのことを見越してどんな手だてができるのか。これは、小樽市だったら何ができるのかということは今からやってもおかしくない、こう思うのです。この辺は再度ご答弁を願いたいと思うのです。

これは、あくまでも今決めよと言っているわけではないですから、そんなむちゃなことは言いません。

しかし、こういうことが求められるのじゃないか、こういうことができるのじゃないか、この程度のことは、それこそ転ばぬ先のつえです。成田議員の好きな言葉ですけれども、転ばぬ先のつえが必要だと思うのですけれども、

ご答弁をお願いします。

○市長

先ほどの担保権の関係、これはマイカルの方の再生弁護団からいただいた資料によりますと、会社更生手続の場合は、担保権を手続の中に取り込んで、民事再生ですね。民事再生は担保権を別条件として手続の外に出すというふうに言っています。

それから、会社更生法は担保権を手続の中に取り込んだ上で整理の対象にする、こういうふうに言っております。

それから、市の関係ですけれども、これは何もやっていないのではなくて、現在、市と会議所で、地元としてどういった支援ができるのか、その内々の協議を今進めているところであります。

○斉藤（裕）委員

市と会議所で内々のとのことですが、別に内々にしなくていいのじゃないですか。何か難しいことがあるのですか。

○市長

どういう形で再生が進むか、まだ具体的にはなっていないのです。ですから、どういった支援策があるのか、支援ができるのか、これを今協議をしているということでございまして、まだ具体的な中身は詰まっておりません。

○斉藤（裕）委員

原課に尋ねますけれども、一般的に考えて、事業形態としては、テナント屋さんなわけですから、空いたスペースを埋める手だてを協力してくれと言ってくるに決まっているのじゃないですか。まさか100億、総額で四百数十億、その建物を、資産の一部を市に買い取ってくれとか、とりあえず借金を肩がわりしてくれ、こんなことを言ってくるわけではないわけですから、空き店舗対策と言われるのが当たり前なのではないか、当たり前というよりも、一番可能性が高いのではないか、こう思うのですけれども、どうですか。

○経済部長

先ほど来、ビブレの部分でお話がいろいろ出ていましたけれども、まだこの先どうなるかについては、再三申し上げておりますように、更生計画そのもの、それとスポンサーそのものの方向性が見えていない中で、どういうふうになるかということを見極めるのはなかなか難しいと思うのです。

ですから、今、仮定の中で、ビブレが4万全部空いたらとか、あるいは半分の2万が空いたらとかということ的前提にして、いろいろどうこう具体的なものを考えておくというのは、ちょっとまだ我々としてはお時間をいただきたいなというか、時間的にちょっと早いのかなという気もして、内部的に、庁内の中でいろいろなことを、想定し得るものを今考えているという状況で、我々としては整理をしているということです。

○斉藤（裕）委員

申しわけないですけれども、私たちとの感覚のずれを感じるのです。

というのは、更生計画が、確かに決められた期限に、おおむねこの時期に出しなさいとかという話がありますよね。それが先ほどの北野質問では時期がずれている、本体に影響を与えるマイカルの計画の時期とOBCとがずれているからという議論がありました。私は、単独で、それぞれ個々にやっていくというのは制度的にしようがないだろうと思っているのだけれども、問題は、裁判所がそれをどう受け止めるかです。つまり信憑性と現実性にかかっていると思うのです。

そのときに、空き店舗対策で何年何月までにこういう、そのときにもう既に相手が決まっていればいいけれども、決まらないときには、何々系の、例えば流通系だとか物販系だとかいろいろあるでしょうけれども、スーパーと交渉中であるとか、こういうような再建計画を全体につくり上げているわけです。そうして、どうしてもコマが埋まらなかったときに、小樽市さん、どうですか、約1万坪のところを何か市の施設で受けてもらえませんかみたいな話だって打診があったっておかしくない。そのときに果たしてできるのかです。尋ねられてから、実は皆さんの言

う検討に入るのだったら、これは、いたずらに時間を費やすだけです。

小樽市がどこまで踏み込められるのか、それは想定するべきだと思います。想定した方が、相手にとっても、我々は再建を願う立場であればあるほど、いたずらな時間を費やすことはいけないことだから、今、逆に皆さんは時間があるのだから、調査をして、想定したものを部内で意思統一を図って、そんなウルトラＣみたいなことが10個も20個も出てこないと思いますから、尋ねられたらすぐ答える、こういう体制こそ行政が胸を張ってできる部分だと思うのです。再度ご答弁をお願いします。

○市長

ですから、どういったことが想定されるかを含めて、今検討しているということでご理解願いたいと思いますけれども、わかりませんか。既にやっているのです。

○斉藤（裕）委員

わかりませんかというより、検討しているのですか。別に検討の中身が何も決まっていなくてもいいじゃないですか。

○市長

ですから、今OBCの再建計画がどういった形になってくるのか、そういった情報も取りながら、行政なり地元としてとり得る支援策は何か、それについて今、会議所あるいはまた庁内で検討しているということでございまして、まだそれを今ここでこういうことを検討しています、ああいうことを検討していますと言う段階ではまだない、そういう状況でありますので、ご理解願いたいと思います。

○斉藤（裕）委員

申しわけないのですが、具体的な方向性さえも今探ることができていないから、今検討中だ検討中だということで強弁しているようにしか映らないのですよ。検討の方向性さえ示せないで、説得力あるご答弁だとは思いません。そして、隠す必要なんてないのです、ちまたではみんなどうするのだと言っているわけですから。小樽市で企業誘致的な発想でやることはできないのか、呼び水みたいな支援策はないのかとか、それとか、雇用の条件つきで補助制度みたいなのはつくれないのかとか、それはもうみんなちまたで言っている話ですよ。一部には、小樽市の箱を向こうに持っていった方が効率的ではないのか、ちまたの人はうわさ話とか心配の上の話でしようけれども、そんな話なんてざらに言っていることで、秘密でも何でもなし、そんなことを方向性も示せないで、わかりませんかなんて言われて、わかりません。市長の気持ちなんていうのは、方針も示せないリーダーということになるわけです。そして、それは秘密にする必要がないじゃないですか。

それではお尋ねしますけれども、商工会議所と市は何回ぐらい打ち合わせをされていますか。

○経済部長

まだ1回です。

○斉藤（裕）委員

こういうことなのです。それで、たった1回で検討の最中ですよみたいなことを言って強弁したところで、そんなのダメです。それだったら最初から、まだ方針が詰められていないのだと、今着手しましたと言うのが、すっきりしているじゃないですか。それを皆さんのご答弁だったら、さもさも何か積み重ねをしてきて、そして、ある一定の方向性の探りはあるのだけれども、それはまだオープンにできない大切なことみたいなイメージでしたよ。ただ、1回しかやっていないと言ったら文句を言われるかもしれないから、そう言ったのかもしれないけれども、そんなものは認識の違いです。

何か市長がおっしゃりたいようです。

○市長

1回ですけれども、次回の会合の予定も決めていますし、ですから、さっき言いましたように、状況を少し見ながらやりましょうということで合意されているわけで、ですから、そういった情報を取りながら次回もやりましょ

うということで日程も決めています。

それから、庁内の方は庁内の方で、1回じゃなくて2回も3回もやっていまして、ですから、先ほど何もしていないのではないかという話ですから、それはもう既に着手していますよということでお話したので、その辺はご理解を願いたいと思います。

ただ、いろいろな話は私の方にも入ってきます。市立病院をあっちへ持っていったらどうだとか、ただ、そういう、何というか、単純なと言っていいか何ですけれども、ただ、あそこの空いたところに市立病院を持っていったらどうだろうと言われても、それは一つの考え方なら考え方としてありますから、それは検討しなければなりませんけれども、それはいろいろな話は来ます。

ですから、そういうことも含めて、庁内の中で、じゃ、そういう可能性はあるかどうかということも含めて、それは検討している最中といえますか、検討したとか、やっている最中でございますので、その点はご理解を願いたいと思います。

○齊藤（裕）委員

市立病院の話は、私も今初めて聞きました。

市長は、今、わかりませんかと私に言ったわけですから、そっくりそのまま返すという話になるのですよ。冗談でないですよ。そして、中身を聞いてみたら1回でしたと。それは余りにも失礼な答弁ですよ。

OBCとマイカルの賃貸借契約の話が出ています。この契約の内容というのは掌握しているのですか。

○（経済）商工課長

OBCとマイカルということですから、マイカルということから言うと、あの建物の場合には、小樽ビブレの部分がマイカル本社ですから、そこでの契約の関係で言いますと、私が確認をしている範囲では、OBCと株式会社マイカルなのですが、この中では、形上は業務委託契約になっているというふうに聞いております。

これは、つまり、あの建物全体での売上げを決められた歩率で納入をするという形になっておりまして、OBCがそれらを受けて、共益費なり光熱水費ですか、そういったものを差し引いて、お金として戻すという形になっているのだらうというふうに確認をしております。

○齊藤（裕）委員

そうすると、OBCはマイカルに対して債権を有するということになる。OBCが業務委託をしているわけですよ。ビブレに対して業務委託しているわけですよ。そうしたら、業務委託ですから、それこそ預かり金が発生しているということですか。マイカルは会社更生法の手続をしていますよ。OBCは民事再生ですよ。民事再生をかけているOBCの有している、債権も債務もありますけれども、マイカルから家賃分の取り分があるということですか。家賃に当たる売上金は一度全部入るわけですから、そういうことで理解していいのですか。

○（経済）商工課長

債権の話が出ましたが、聞いている限りでは、OBCとマイカルの関係で言いますと、先般の3日ぐらい前までの更生計画に移った段階以降はちょっとわかりませんが、その前の段階では、OBCに対してはマイカル側から納入がされていると。お金は納入をされております。ですから、当然のごとく、OBCは従前どおりの形の中で、一定の歩率を取って整理をするという契約自体は成り立っているわけです。

ただ、25日に更生計画の申立てをしておりますから、それ以降のことについては、まだ確認しておりません。

○齊藤（裕）委員

マイカルと各テナントとの契約というのは、9月の13日と14日の取り扱いは違いますね。そうですね。そして、OBCとマイカルは9月の27日を境に取り扱いが変わってくるわけですよ。そうですね。手続前と手続後の取り扱いが変わってきますよと。

そうすると、私たちには非常にわかりづらいのですけれども、マイカルとOBCは27日の債権と、要するに戻っ

てこないやつと正常に戻ってくるやつとがあって、マイカルのテナントさんは9月の13日で戻ってくるやつと戻ってこないやつがある、こういう話なのですね。その辺は非常に複雑ですね。私が注目したいのは、マイカルから委託を受けている小樽の企業さんは、9月13日前のものをどうするか、9月14日以降のものを払うか、こういう判断なわけです。

しかし、一番困っているのは、9月14日以降の手続後の、テナントとしてみれば、家賃相当分に当たる債務の相手側として、今のマイカルが適当かどうかという話があるわけです。払っていいの、払ったらだめなの、この辺はどうなのですか。

○（経済）商工課長

お話の意味は理解できました。

それで、一つは、マイカルというか、ビブレなのですけども、ビブレのいわゆるテナント、これも営業委託、共有というのがありまして、ご存じのとおり、9月13日を境に、その部分で一部、いわゆる上納方式というのですか、そういうものをしないで、自ら預かってやっているとところもずっと存在をしております。

それから、例の売上預かり金についても、返還をするという約束をしたようで、11月末と12月末で支払いをしますというのが、マイカル本体が各債権者にお話をして、そういう約束になったというふうに聞いております。

ですから、その部分ではちょっと複雑なのですけども、ビブレ部分のマイカルとテナントの契約の中では、いまだに売り上げ預かり金をビブレ側に入れていない方、テナントの方もいます。それから入れている方もいます。その部分では、テナントの判断で入れている人と入れていない人がいるという状態で今まで続いてきているというのが、今の状況というふうに聞いております。

○斉藤（裕）委員

先ほどの答弁にもありましたけれども、尊重すると。民事再生法時代の約束ごとを尊重すると言っているけれども、その履行が関心事なわけです。履行されるかされないか、12月末にされるのかされないのか、それは500万以下の債権、そして債権がどこからどこまで入るのかといういろいろ議論はあるというけれども、とにかく入れた金で500万以下は戻してくれるというような見通しだったのです。

しかし、今回、法的な手続、手段が違ふようになりましたから、これは非常に難しい。今のマイカルの当事者に我々は直接聞くすべがないわけですから、それこそ想像の域を出ないわけですけども、民事再生法当時の約束事というのは、反故にされるという可能性はありませんか。

○（経済）商工課長

マイカルの保全面理人であります瀬戸弁護士の方から、22日付で文書が出ておりまして、その部分で言っておりますのは、民事再生手続中に発生した債権の扱いについては、9月14日、これはマイカルの破綻した日からの話ですが、この分についての取引については共益債権としての取り扱いをしていたのですが、これについては、お約束の期日に支払いをしますということで明確に言っておりますし、それからもう一つ、今お話がありました500万までの少額債権についても、従来の民事再生下でも弁済を認められていたわけですけども、これも同様に支払いをするということで、明確に各関係者に通知をしておりますので、ここの部分は別枠にされるというふうに思っております。

○斉藤（裕）委員

今後の家賃契約はどうなりますか。情報はありますか。皆さんは当事者ではないから、こうしますということは言えないわけだけでも、その辺の情報はつかまえていますか。今までどおりの業務委託契約で続けるという情報なのか、それとも賃貸借契約、一部は賃貸借契約もあるというふうに聞くのですけれども、賃貸借契約に切り替えるというのか、その辺はいかがですか。

○（経済）商工課長

今お話がございましたとおり、すべてが業務委託契約ではありませんで、賃貸借契約を結んでいる共有店という店舗が、それぞれサティにもビブレにも何店かずつあります。

ですから、そこはもともとが賃貸借ですから、平方メートル当りの単価でのお支払いをしているというところもあるというのが実態です。

それで、今後の取扱いについては、まだ確認はしておりませんが、今段階でOBCが言っているのは、今段階では、従前どおりの形で進めるといふような情報だけは聞いておりますので、今後の取扱いについては、まだ確認はしておりません。

○斉藤（裕）委員

商工信用組合問題について

質問を変えますけれども、商工信用組合の問題です。

今一番困っていることは、特に取引業者さんが困っていること。これは、今後のスケジュールがわからない。自分が引き受けされるのか引き受けされないのかもわからない。お願いには行っている。引き受けされたとしたら、どんな手続が必要なのだろうか。また、その期間はどのぐらいかかるのか。こういうことを非常に心配事としてよく尋ねられます。

私もその辺は詳しくはないわけですから、実務的な流れを収入役にお答え願いたいと思います。それは、もちろん収入役がもとやられていたものと状況は違いますから、一般論で結構です。

○収入役

まず、取引を引き受ける引き受けない、要するに、今回の場合は小樽信用金庫さんが受けるということですから、そういうことになると思いますが、それぞれいろいろな個別のお取引がありまして、そのうち、Aさんについては受けるか受けないか、Cさんについて受けるか受けないかということで、かなり個別にやるというふうに思います。

当然ながら、自己査定の部分であるとか、あるいは管財人の査定も恐らくやっているだろうと思いますが、そういった中で ofsuri合わせをして、そして最終的に受ける受けないということを決めていくと思います。

受けるところは、結局、抵当権ですとかそういうものがあるとすれば、それはそのまま預金保険機構で費用を負担してくれますから、全く費用のかからない部分になってくると思います。

それから、受けられない部分については、RCC、整理回収機構の方に来ることになりますから、これも抵当権の移転というのは整理回収機構の方になります。これの抵当権の移転費用も全部預金保険機構で負担してくれるものとなると思います。

ですから、そういう形から言うと、今おっしゃるように、タイムスケジュールがわからぬ状況の中から言うと、私も何とも言えませんけれども、恐らく引き受けるということを正式表明してからは、かなりピッチが早く、そのところはされていくのではないかとというふうに思います。

したがって、これは全く一般論でございますけれども、新聞その他での状況からいうと、平成14年度4月からペイオフが開始されるということですから、3月中までには、何とかそれをしたいというのが、今回の小樽のケースではなくて一般論のケースでございますけれども、そうなってくるとすれば、恐らく年明け早々にはそういったことがそれぞれの個別の取引先に通知がされるのではないだろうかな、こんなふうに思っております。

ただ、本件については、斉藤（裕）委員も全体としては一般論というふうにおっしゃっていただきましたので、これは小樽信金さんからだとか、そういうことではございませんので、そこだけ一つご理解をいただきたいというふうに思います。

○斉藤（裕）委員

個別の通知というのは、私は目にしたことがないものですから、どんな内容のものが通知として行くのですか。

○収入役

私も拓銀時代の話をしめると、特に住宅ローンなんかかなりあったわけなのです。引き受けないというやつですね。これは文書で発送したというふうに思っております。

それから、個別の法人先その他については、かなり私は歩いて、これは文書を持っていきまされたけれども、そういう話をしたように記憶しております。大分混乱しておりましたので、記憶がちょっと定かでない部分があります。

いずれにしても、文書でそういう連絡はしたと思っております。

○斉藤（裕）委員

預金保険機構にいろいろな費用をお願いしてというか、預金保険機構がいろいろな諸費用ですか、印紙代の果てだとか、そういうものを費用負担する。その費用負担の算出だけでも膨大な作業量だ、こう聞くのです。それで果たして、そういう膨大な作業を一つ一つ積み重ねていって、私が心配するのは、その個別通知がいつの時点で来るかなのです。資金需要が目前に来ている人たちが、1カ月前に通知をもらったってかなわないわけです。それは、あくまでも個々の場合ですから、ケースバイケースなわけですが、この辺の緩和といいますか、事前に手を打つとか、借り手側から見たら何ができますかね。引受け金融機関の意向を打診しに行くということはもちろんですが、それでも、そこでイエス、ノーを決められるわけじゃないわけです。そして宙ぶらりんになった期間があるわけです。その対抗措置としては、どういう手だてが考えられますか。

○収入役

それぞれの取引先が、引き受ける金融機関に対して個別に要請したという話は私も聞いております。

ただし、要するに譲渡日があります。例えば、もうちょっと言うと、拓銀のケースで言いますと、平成10年の11月16日が譲渡日だったのです。平成10年の11月13日が最終営業日だったのです。金曜日ですが、

今言ったのは、あくまでも看板が変わるときに移りますから、それまでは、あくまでも拓銀なら拓銀の取引でございますので。ですから、ただ事前に準備するのは、先ほど申し上げました抵当権の移転の部分の手続というのは、かなり事前にやっておきませんと、法務局の方で手続が間に合わないということでございましたので、その手続はかなり早目にやっていました。

ただ、実際にその取引が移る移らないというのは、あくまでもその日でございますので、それまでは、例えば、平成10年11月13日までは拓銀のお取引先ということでございましたので、その土、日を挟んだ2日間だけは空白といえども空白かもしれませんけれども、それまでは、あくまでも拓銀のお客様です。受けたからといって、それ以前に北洋の取引だったわけでもありません。

ただし、あえて例外的なことをお話しさせていただくと、たまたまA社というのがありまして、それは、もともと北洋の取引と拓銀の取引と二つ取引があった場合には、あらかじめ拓銀が譲渡される以前に北洋が肩がわったということはあったと思います。

ですから、拓銀と北洋のケースの場合は、そういうことですが、今回の場合については、私は情報も何も聞いておりませんでわかりません。

それから、諸費用といっても、抵当権にかかわる費用がすべてだったように思います。印紙とかその他は全くかからなかったと思います。

したがって、銀行取引約定書とか金銭消費貸借契約書とか、そういうものは全く新しくはしてなかったというふうに思います。

○斉藤（裕）委員

商工関連で、相談件数はどのくらいあって、その中身はどうですか。

○（経済）中小企業センター所長

最近、余り相談件数がないということで、一応、9月の21日までいろいろとデータを取ったわけですが、それでも、小樽市の中小企業センターで相談を受けた件数は65件がございまして、そのうち、61件が融資に関する件

数でございました。

あと、市内の商工会議所だとか商工労働事務所、また、信用保証協会、国金、信用金庫等にも窓口は設けてございまして、重複する部分がありますけれども、合計170件があって、そのうち、160件が融資の関係の相談ということになってございます。

○斉藤（裕）委員

これは、認識、意見の違いということを議会の場でちょっと残しておいたらいいいと思ひまして、あえて尋ねますけれども、共産党の認識というのは、信用金庫であっても、貸出し条件は厳しくなっているのではないかという話をされてましたけれども、私は、信金とか信組だとか、ほかの大手金融機関であるとか、関係ないのじゃないかなと思ひているのです。

つまり、貸出し先がなくなっているということをよく聞きます。つまり、それだけの設備投資に関しては資金繰りは全くゼロに近い状況、俗に言う前向き資金がなくなっている。そして、後ろ向き資金については貸せない状況に陥っている。これが金融機関だけでなくノンバンク、ソフトバンクの責任ある方たちもおっしゃるわけです。つまり、それだけ企業の元気がなくなっている、こう言われているのです。

私は、そう思うのですけれども、皆さんとしては、金融機関が一時言われていた貸し渋り、本来であれば、今まで継続的に融資が繰り返されていたのに、同条件にもかかわらず、減額をされたとか、そういうような状況は、今、小樽で発生しているのだろうか、この辺の判断、認識はどうでしょう。

もちろん、資産価値の劣化というのはあります。それこそ金融機関独自の自己査定が不動産に対して厳しくなれば、それだけ天井が下がるわけですから、この辺の認識は、経済部としてはどう持たれていますか。

○（経済）中小企業センター所長

今、ご質問にあった件でございしますけれども、先般、商工会議所の音頭のもとに支店長会議というのがございまして、その中で、金融のお話を各支店長がお話ししてございました。私もオブザーバーとして出席したわけですが、今、委員のご指摘のとおり、設備資金はもうほとんどない。それから、運転資金についても後ろ向き資金がほとんどで、元気がないという、そんなお話がございまして、そのとおりかなという、私どもの相談の中でも、今年の融資形成などというのは極めて落ちていきますので、そういうことが言えるのではないかなというふうには思っております。

貸し渋りについては、今年の4月というか3月まで、貸し渋り対策として特例保証がございまして、かなりの部分、たしか小樽市内で600件ほど貸し付けの認定状況がございまして、かなり貸したような状況でございします。

ただ、それ以後について、貸し渋りがあるのかというのは、ちょっとないのではないのかなというふうに思うのですけれども、今、委員のおっしゃったとおり、抵当の資産価値が下がってございしますので、また売上げも伸びていないという状況の中で、先ほど言った後ろ向き資金という部分がございしますので、融資の状況というか、申し込みの状況がかなり厳しくなっているのではないのかというふうには理解してございます。

○斉藤（裕）委員

最後にしますけれども、収入役の方にお尋ねしますけれども、やはり政策的な判断で、小樽信金に、商工信用組合の受皿になってくださいと要請した事実はあるわけです。そして、これはよかったか悪かったかというのは、今結論は出ないと思ひます。

どんな引き受けの状況になるのか。また、引き受けた後どうなるのか。これは一定の期間が必要なものだと思ひているのです。

私は、以前にも申し上げましたけれども、一早く小樽の金融システムの安定化を目指して、一つの意思表示をしたというのは評価すべきだろう。小樽市として意思をはっきり出したというのは、これはいいことであろうと思ひているのです。

しかし、結論は、データを見なければ、実績を見なければ水かけ論になってしまうと思います。

そこで、一つの商圈確保のためであるとか、預金獲得のためであるとか、今いろいろなことが言われていますし、いいところ取りをするのじゃないかということも言われていますけれども、私たち素人がわかるというのは、ディスクロージャー誌の中のある限られた数値しかないと思うのです。

それで、私は、次の引き受け完了後の小樽信金さんのディスクロージャー誌に注目したいなと思っているのです。

それは、やはり自己資本比率の問題だと思うのです。一般的に下がるというのは、成長債ばかりを引き受けていけば下がらないわけです。いいところ取りばかりしていれば下がらないわけですがけれども、私は、商工会議所の会頭ということもあって、いろいろ政策的な判断をされて今回の結論に至ったわけでしょうから、私は、引き受けに対して頑張ってくれると期待したいわけです。そうすると、自己資本比率が若干悪化するのじゃないかと。つまり身を削るのではないかと、こう予測するのですけれども、収入役は、専門家としてどうご判断されますか。

○収入役

私は、収入役としては個別の中身は全く承知をしておりません。

したがって、今、そういうご質問についてどうなるかというのは、私もなかなかわからぬところがあるのですけれども、行政の立場にいる人間としては、できるだけ信金により多くの顧客、それから、より多くの職員、それから、より多くの店舗を何とか引き受けていただきたいなと、こういう気持ちで今いっぱいでございます。

それから、斉藤（裕）委員もおっしゃいましたように、やはり、こういう問題はできるだけ早く結論を出すということが極めて大事だろうというふうに思っております。

したがって、今回の商工信組が破綻した後に、商工会議所とともに、小樽信用金庫に引き受けてもらうようお願いをしたということは、私は、それは極めて正しいことだというふうに思っております。

○斉藤（裕）委員

自己資本比率は。

○収入役

ですから、その自己資本比率については何ともちょっと申し上げられません。

ただ、一つだけ理解をしていただきたいのですけれども、自己資本比率というのは、例えば信用金庫、これ一般論の信用金庫です。それから普通の銀行、これと比較したときに、信用金庫の自己資本比率は極めて高いです。30%とか40%とかという自己資本比率になっております。

ところが、普通の銀行で言うと、10%とか8%とかという自己資本比率になっております。これはディスクロージャー誌を見ていただければわかります。

ですから、じゃ、35%と8%、10%のところ、低い方が悪いかというと、決してそんなことはありません。ボリュームが大きくなればなるほど自己資本比率の数字は下がってまいります。

したがって、今、委員がおっしゃったように、小樽信用金庫が商工信組の資産を受けることによって、全体のボリュームは上がりますから、そうすると、当然、自己資本比率は多少下がるのではないかと、これは一般論の話でございますけれども、そう思います。

ボリュームが大きくなると自己資本比率は少し下がっていくということは、どこの金融機関も同じような状況です。状態を見ていただければわかりますけれども。ですから、下がったからだめだという、そういう評価はちょっといかがなものかなというふうな私は理解しております。

○斉藤（裕）委員

私は、下がったからだめだと言っていないよ。それはおわかりいただけますよね。

○収入役

わかりました。

○齊藤（裕）委員

下がったからあれだというのではなくて、下がるのは、一般的に下がるのもグロスがでかくなる、スケールが大きくなると下がるのは当然ですね。

ただ、そこで下がりぐあいを見て、どのぐらいの身を削ったかというのも一つの判断の物差しになるのじゃないかなといって、それでお尋ねしたわけです。その辺については、もうちょっとお願いします。

○収入役

ちょっと私は勘違いをいたしました。

自己資本比率が下がるということは、委員は逆のことをおっしゃっているのかなというふうに思いましたけれども、要するに、下がるということは、ある程度引き受けるボリュームはより多くなっただろうという、そういう評価でございます。私もそれを期待しております。

○齊藤（裕）委員

終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移ります。

○高橋委員

手宮線について

何点かだけ、ちょっとお聞きをしたいと思います。

まず、手宮線について何点かお聞きします。

散策路が非常にきれいにできまして、私も何回か見てまいりました。

その点について何点かお聞きしたいのですけれども、完成して日が浅いのですけれども、それぞれの立場で、地元の住民の方、それから市民の方、観光客の方、それぞれの意見、感想がありましたらお願いしたいと思います。

○（土木）公園課長

手宮線ですけれども、11月3日の日に開設いたしました。まだ日が浅いものですから、公園課独自としては、市民、観光客、皆さんの意見等は取っておりません。

ただ、工事中とか終わった後、沿線の住民の方々には、きれいになった、大変よくなったという意見は聞いております。

○高橋委員

それで、前のときの説明の中で、古い家並みの方は生け垣で、ある程度目隠しをするのだというお話がありましたけれども、その点についてはどういふようになったか教えていただけませんか。

○（土木）公園課長

生け垣の件なのですけれども、汚い家と申しますか、朽ちている家を隠すという話ではなくて、あそこは、当初は歩かず場所ではなかったのですけれども、こういう形で整備したおかげで人が歩くようになりました。

そうすると、沿線の住民の方々の応接間だとか、そういう形が見えるようになります。それで、プライバシーの保護のために、さてどういうものがいいのかということになりますと、コンクリートの擁壁だとか、そういうものをするわけにはいかない。日当たりも悪くなるし、環境がちょっとおかしくなるのではないかとということで、個人の人方に生け垣等をつくって花を植えてもらったり、そこに花を生けてもらった方が、擁壁だとか、そういうものよりはきれいになるでしょうと、そういう話で私はお話ししました。

ただ、今回は、そういうプライバシーの問題では1件もありませんでしたので、つくってはおりません。

○高橋委員

今後、美観上の問題という観点ではどのように考えていますか。

○（土木）公園課長

あの沿線は古いですから、ああいう家もたくさんございます。それがまた歴史でいいという方もありますので、それを全部目隠しするのがいいのかどうかというのは、また皆さんそれぞれに意見があると思います。

それで、今回、整備に当たりましては、高木で家が大体2軒くらい大きなところがあるのですけれども、それを隠しまして、移植したのもありますし新設したのもあります。

ただ、今この時期ですから、全面がすぐ隠れるという状態にはなっておりません。少し時間はかかるのではないかなと思います。

それで、そういう木でもって一応前のところを、完璧ではないですけれども目隠しをしております。

○高橋委員

今後の計画ですけれども、モニュメントだとか、それから展示物だとか、そういう点についてはどのように考えていますか。

○（土木）公園課長

あくまでも歴史性という形で、シンプルでという形で今回つくっております。それが、果たしてたくさんそういうモニュメントだとか、贈られるところもありますし、自分の方でつけるのかという問題もありますけれども、それは、そういう出たときに、今後どういう形でいったらいいのかというのは、また検討の課題の一つではないかなと、このように考えております。

○高橋委員

それであれば、何でも受け付けるということではないですね。ある程度、あそこにあったものという、そういう考え方ですか。

○（土木）公園課長

シンプルでというのを第一でっておりますので、ただ、あっちこっちにそういうものがあっていいものかどうかというのもありますので、それはまた中を検討しなければならないと思います。

○高橋委員

意見として、もう少し手宮線についての説明だとか、それからキャプションだとかがあってもいいのではないかなという声も聞くのですけれども、この点はいかがですか。

○（土木）公園課長

活対の方でつけてくれていました説明板が前に一つありました。今、中央通の拡幅で手宮線の方に入れたのが、生けすが1カ所です。それとあと、分庁舎の前のところにあるポケットパークと寿司屋通から上がりましたポケットパーク、これは1カ所ずつ、そういう形はつけております。

それで、先ほど申しましたとおり、桜並木にしたらいいのじゃないかとか、どうしたらいいのじゃないかといういろいろな意見が上がってきております。それは、この看板も含めまして、土台をつくったと思っておりますので、これから、それをどんどんどういうふうを活用していったらいいのかという形で検討課題の一つじゃないかな、このように考えております。

○高橋委員

それで、ちょっと気になる点が一つあるのですけれども、分庁舎の塀ですが、トイレへ行くための開口部、穴をあけた塀があるのですけれども、あそこの塀に、昔のスチールサッシだと思うのですけれども、非常にぼろぼろになった枠があります。あれについては、あのまま放置するのでしょうか。

○（経済）中小企業センター所長

先ほど公園課長の方から答弁がありまして、歴史的なものもあるとか、それから、今までは目立たなかったけれ

ども、歩くことによって朽ち去ったところが目立つだとか、いろいろな意見があります。

私も多少は気にはなっていたのですが、今までは、誰も歩く人がいない、目立たないということで余り気にしていなかった部分があるのですが、今、そういう委員のご指摘もございまして、いろいろなご意見の方もいらっしゃると思いますので、今後の検討課題というか、そういう部分で、もう少し目立たないようにするだとか、または、そのままにするだとかという部分を含めて検討課題にさせていただきたいと思います。

○高橋委員

もし、あれに手をつけるとすると、どういう手順で進めることになりますか。

○（経済）中小企業センター所長

私も詳しい作業というか、建築屋でもないし、技術がないというか、詳しくはわかりませんが、できるだけ現状のものを残すような形で、今目立っている鉄さびといたしますか、そういうものを削り取って、現存のものにできるだけ近い形で、その部分を簡単に削り取るというか、そんな形が一番いいのではないかと個人的には思います。

○高橋委員

わかりました。ぜひ検討していただきたいと思うのです。

中心街の住宅状況について

次に、中心街の住宅の状況についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

中心市街地という規定された中であるということなのですが、現在と10年前、20年前の数値の比較をちょっとしておきたいと思うのですが、わかりましたら教えてほしいのですが、人口と世帯数がわかりましたら、お願いします。

○（建都）住宅課長

現在ということであれなのですが、私どもは、再生マスタープランということで、国調人口をベースといたしまして、昭和60年、それと10年後の平成7年という直近の中で調べてございます。そういった中では、中心市街地と言われます稲穂、色内、花園、こういった部分で数字を挙げてございます。

そういった中では、トータル的には、この10年間で比べますと、人口では約3,300人ほど減少していますし、また、世帯数につきましても約500世帯ほど減少して、このような状況になってございます。

○高橋委員

わかりました。

もし、後で資料を出していただければ、お願いをしたいと思います。

それで、今マンションが結構建っていますけれども、郊外から中心部に移ってきているというふうに思います。

大分その調査、7年と言いましたけれども、今平成13年ですから6年ぐらいたっているわけです。この数字が、ある程度減少に歯どめがかかっているのかどうなのかという調査はしておりますか。

○（建都）市街地活性化対策室乙崎主幹

私どもの土地区画整理事業のエリア内で、平成10年度以降における住宅戸数の比較で申し上げますと、当初37戸に対しまして、現在52戸が再建されているという状況にあります。

それで、その時点で15戸が増となっているという状況です。そのほかに近隣にマンションが結構建設されております。それが42戸で、これを含めると約57戸の増となっております。

さらに、運河沿いの方に1棟の計画がなされておりますので、区画整理事業エリア内と近隣を含めると、相当数、戸数的には増えている状況というのは見られるという状況にあります。

○高橋委員

ということは、中心市街地の枠の中では調査していないということになりますか。

○（建都）市街地活性化対策室乙崎主幹

そういった大枠の中での整理した資料は現在持ち合わせておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○高橋委員

必要性はどうでしょうか。私はあると思うのですが、今後の考え方としていかがでしょうか。

○（建都）市街地活性化対策室長

今、委員のご指摘のように、中心市街地を担当する部としては、夜間人口の増というのを命題にしてございますので、資料収集をしていきたいなと思います。

○高橋委員

なぜ聞いたかといいますと、空洞化の実態を数値としてきちっと取り上げた方がいいのではないかというふうに思っておりまして、ぜひこれは研究課題で挙げていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○副委員長

公明党の質疑を終了いたしまして、民主党・市民連合。

○武井委員

理事者の答弁について

質問に入る前に、市長もいらっしゃるから、理事者の答弁をめぐってのお願いといいますか、市長の考え方を伺いたいと思います。

今日の皆さんのご質問に対する答弁をいろいろ聞いておりました。

私ども、特別委員会はもちろん、いつもそうですが、これから、この次の予算までというのは調査期間で調査している段階なのです。ですから、それらの中で論議してきたはずなのです。

例えば、今日の答弁を聞いていますと、大竹質問ではありませんけれども、駅前の歩道橋の問題が出ました。

私は、63年の6月6日からちょっと拾ってみたのですが、7、8回、この間、委員長を3年やっていますから、その期間を除いて、7、8回やっているのです。

今までの中で、特に、今年の8月21日、このときの答弁では絶対必要なのだ、こういうふうに答弁しています。それからわずか3カ月もたたない今になったら、平成14年度に受けて、何とか結論を出すように、これは撤去に対する答弁ですから、結論を出すようにしたい、こういうご答弁なのです。

この中でも、今までデザイン課だとか活対の方といろいろと意見が違ったのも指摘しています。デザイン課は必要ないと言う。しかし、活対の方では必要なのだと。交通調査までして、どうしても必要なのだ、こういうような答弁をしているのです。それが3カ月もたたない今になってから、そういうのが出てきたら、当然、それ以前の人たちの質問者に対して、こうふうに状況が変わったと。本来こういう答弁をしているのだけれども、こういうふうに変わったのだ、こういうことをその前にするべきでないかなという気がするのです。

あるいはスクランブル交差点の問題、これもそうです。これも計画はまだ消えていないのだ。ただし、灰色のような要素としてというのが、この前の中心市街地の委員会での答弁でした。ところが、今日聞いたら消えた、こう言って答弁しているのです。

だから、こういうような答弁の仕方に、我々は継続中の審議をしているわけですから、答弁したのがその途中で変わることは、これは皆さんが努力しているわけですから、努力した結果、こうなった、こういうことだと、私は質問者に対して、そういうふうに情勢が変わるよと。こっちは、そういうのを含めてまた質問をつくってきているわけですから、だから、そういうことのないように、委員会から委員会までの間に答弁した内容が変わったと、条件が変わったと、こういうときは質問者に対する訂正といいますか、こういうふうになったということを当然に

来るべきだと私は思うのですが、市長、今後の扱い方についていかがですか。

○市長

今ご指摘のように、前回の答弁と違う答弁ということはありませんので、状況の変化があれば、当然その過程の中で議員さん方と十分レクチャーして、こうなりましたということの経過については報告すべきだというふうに思いますので、今後、十分注意したいと思います。

○武井委員

よろしく願いをしたいと思います。

手宮線の花壇について

質問に入りますが、今回、手宮線のところに花壇を置いています。これは市民から非常に喜ばれています。これは担当理事者の計画がうまく当たったといいますか、非常にいい計画だなというふうに思っています。

それで、これについて2、3ご質問をしたいのですけれども、あそこのところで全部で何区画できたのか。

時間的问题がありますので、まとめて言います。

それから、もう一つは区割りが、これは1年ごとに契約更新するのかなのか知りませんが、途中でもってできないと。私は去年は一生懸命にやってきたけれども、今年はできないと、こういう町内会なり、そういう人たちが出てきたら再募集するのか、しないのか。再募集がなかった場合は、市が責任を持って穴埋めをするのか。そして、この花畑をするにあって、どれぐらいの予算を持ってやるのか。今までこれをつくるのに要した経費ではないです。これからどのぐらいの予算を毎年毎年入れてやるつもりなのか。これをまず答弁してください。

○(土木)公園課長

手宮線の花壇升の件なのですけれども、当初JRのときには、あそこに無秩序に皆さん方が花壇やっておられました。そういうことで、それを集約しようという意味も兼ねまして、あそこに花壇升をつくっております。花壇升は全部で7カ所つくりました。

それで、穴があいたらという件なのですけれども、来年から始めようという今現在の段階でございますので、その穴の話はちょっとまだ考えてはおりませんけれども、あいたときはまた募集なり何なりしまして、どうしても見つからなければ、担当であります公園課の方でやらざるを得ないのじゃないかと、このようには考えております。

それと、それにかかる予算というのは幾らかかるのかということになっておりますけれども、現在、町内会の方々にやっていただくという形で考えておりますので、市の方としては、花と緑のまちづくり事業制度の中で、10万円が限度という形の助成制度がございます。これで今行っていこうと考えております。

○武井委員

今、10万円という金額が提示されたわけなのですが、これは前回も出ていましたが、これは1チームといえますか、1町内なら町内に対してなのか、1区画についての助成の最高限度額なのか、そここのところはどうか。

○(土木)公園課長

これは一つの団体をつくってもらった方がやりやすいと思うです。個人ではちょっと難しいと思ひまして。それで面積的にも50平方メートルというような面積がございます。それに満たない場合は、プランターだとかそういうものは20平方メートル以上だとか、そういういろいろな条件がございます。

それで、町内会の方が来られたときに、一つの団体をつくっていただいて、それはどういうグループでもよろしいのです。町内会でもよろしいですし、老人クラブでもよろしいです。一つの団体をつくっていただきまして、面積条件に合えば、そういう形で最高10万円までという形に考えております。

○武井委員

これからの手宮線というのは、今とりあえず350メートルですか、それを買ったわけですが、これからも買う予定があるという位置付けになっています。

したがって、これから買った場合にも、花いっぱい運動といいますか、どんどんどんこんなような計画を、恐らく今の場合は安・近・隣の町内会が中心となっていると思いますので、今度またほかの方の町内会とか、土地の確保によっては、そちらの方へどんどん延びていくようになりますから、動的な保存関係が出ればまた別ですけども、このままの段階の場合は、ほかの土地を取得したのも、どんどんどん、こういう花いっぱい運動的なものを進めてほしいということだけは申し上げて、これは答弁は要りませんから、やってほしい、こういうふうに思います。

タウンマネジメント構想について

次は、タウンマネジメント構想について何点かお伺いいたします。

一つは、タウンマネジメントに非常にいい言葉、きれいな言葉が書いてあります。書くことというのは比較的書けるのですけれども、さて、これを実施するとなると大変だと思います。

例えば、コンセプトの中に、こういう言葉がございます。「商店街は買い物だけの空間ではなく生活の場である。生活の場は便利でなければならない。したがって、徹底した便利さを追求する商店まちづくりを目指す。」、こういうすばらしい言葉が出ています。

しかし、この便利さということは簡単に言えますが、徹底した便利さを追求する商店街、こうなると、どうも余り抽象過ぎてわからないのですけれども、これはどういうふうに理解をしたらいいのか、ご答弁ください。

○（経済）小鷹主幹

コンセプトの中に、確かにそのような言葉がございまして、徹底した便利さといいますのは、特に時間的なことを強調している意味合いが強くて、最近、忙しい人が多い。そういった中で、時間的にいろいろな用を足す場合に、それらを短縮してさせてくれる、そういったコンセプトでもって、いわゆる次の言葉に出てきますコンビニエンスタウンを目指すという考え方でありまして、実現するための具体案として、例えば、このソフト事業の中でコンビニエンス店や深夜営業店、それから、そういったサービス業等の誘致、それから、ハード面でいいますと、大規模駐車場整備とかいったことで、そういった意味での便利さを追求するという、そういう商店街づくりの中に、全体として流れるコンセプトというものというふうに理解しております。

○武井委員

今のコンセプトの答弁の中で、ソフト事業の関係も一部触れられておりました。このソフト事業の中で、四つほど事業内容が盛られています。この中に、回遊性の向上を挙げております。そういう中の一つとして、出抜小路があったはずなのですが、その出抜小路は一体どういうふうになっているのか、これこそ消えたのか生きているのか、進捗はどうなっているのか、その後、報告がありません。この出抜小路についての現状を教えてください。

○（経済）小鷹主幹

出抜小路ということでもありますけれども、その言葉は、ハードの部分、ソフトの部分両方に入っておりまして、私どもの商店街振興の立場からすれば、運河沿い近くに来る900万人もの人々を、商店街との間に位置する場所ですので、その整備をするということも大変重要なことだとは思いますが、一応、街なか活性化計画、この構想の前の段階で、基本計画の中にも一応入っておりませんですし、それから、その構想の中にも入っておりません。それぞれの段階で議論はなされたのですけれども、いろいろな課題等がございまして、この中には盛り込まれていないという状況にございます。

○武井委員

もう一度、今、出抜小路は、何だかちょっと今、わからないんですが。

○建築都市部次長

出抜小路につきましては、平成に入りまして二、三年ごろの段階で、出抜小路というものを、回遊性というような人を意識した中でやっていきたいと、また、周辺通りとの連携も含めたネットワークの整備ということでいろいろ

る計画した経緯がございます。

それにつきましては、3.6メートルという狭い道路で、なおかつ、沿線の建物の方々が出抜小路を利用しているという状況もある中で、地元の協議会を設立しまして、地元の方といろいろ協議して、どういう形で処理したらいいかという中で、私どもは、車については歩行者専用道路ということでどうだろうとか、あと、電線の地中化はどうだろうとか、そういうようなことでいろいろ検討した経緯がございます。

ただ、地元とのいろいろな協議の中で、やはり小路と言いつつ、かなり実際の商売なり経済活動として使っている部分があるので、車というのはやはりシャットアウトするということにはならないというようなこととか、地形的な狭さの中で、いろいろ区画整理をするとすると、やはり相当な整備費もかかるということも含めて、当時計画したような都市計画決定をしながらの整備という形は難しいというようなこともありまして、今段階では、現実には休止というような状態でございます。

ただ、今、お話がありましたように、あの通りの立地といいですか、それらが持っている雰囲気、それから周辺との商店街等との地元の動きの中では、やはり整備というものは目指していくということは必要だろうというような方針を持っていますので、具体的な整備手法、これは費用対効果のこともございますので、また地元の理解、了解を得られるようなことも含めて、今後、そういうような課題としてとらえながら、持っていきたいというような部分で、現時点では進めていくことは難しいと思います。

○武井委員

この資料の中にも、通り、小路、小道の演出等々を挙げられているのですけれども、その中の代表的なものが、私は出抜小路だと思っています。

ところが、いろいろ個人の都合等々のことで今進んでいないというご答弁でございますが、これは、このまま止めないで続けるのですか。それとも灰色になってしまったのですか。この点いかがですか。計画はもう灰色になってしまった、こういう理解でいいのか、まだまだ進めるのだという計画は、こういう理解をしていいのですか。

ここにも、今申し上げましたように、通り、小路、小道の演出をする、こういう方針が書いてあるわけですが、でも、いかがですか。

○建築都市部次長

積極的に整備を進めていくという状況にはないということでございます。

ただ、現実的に、沿線にホテルなり店舗が張りついております。

そういうようなことで、沿線を利用した形の店舗展開、観光的な部分も含めて、また、観光客も来ているという状況がありますので、ソフト的な部分で現状をベースにしたそういうものの活用というものをいろいろ挙げていくというような状況かなと思います。

○武井委員

そうすると、これはもうやめたと。この出抜小路計画はやめたのだと。その変わることも考えていない、こういうように、我々は、この出抜小路という言葉もやめて、なくなったという意味でよろしいですね。

○建築都市部長

今、次長の方からも説明がありましたけれども、この出抜小路の整備につきましては、もう既に1年近く前から、シェイプアップ・マイ・タウンの具体的な実施事業の中に盛り込まれていた経過はあります。その間、地元と協議会の中でいろいろ議論した中で、たくさんの課題があるというようなことと同時に、やはり、その課題がなかなか大きいというようなこともあって、シェイプアップ・マイ・タウンの具体的な事業を整理する中で、実は、今の街なか計画に移行する段階で整理をして、議会の方にも方向性も含めて説明をさせていただいた経緯が確かにあったと思います。

それを受けて、今どうなのかということなのですが、やはりなかなか難しい部分があるし、もう一つは熟度の問

題というのがありますので、地域の方々の熱意とか、こんなものが大事な要素になってきますので、それがなかなかまとまっていけないと、こういう状況もあるので、ざっくばらんに申しますと、今の段階では休止の状況になっているということは言えるのではないかと思います。

○武井委員

これと若干関係が出てくるのですが、夜のにぎわいづくりという事業を取り出してありますが、この中に、夜の魅力は中心街全体の課題だ、こういうことを前提にしながら個人の個店、小さな個人の店という意味なのですが、個店の営業時間の延長の推進、こういうことをうたっています。

ところが、これは今、言葉ではこういうことを言うけれども、客も来ないのに飲み屋街の時間延長を推進しますと言ったって、またまた大変なことなのだろうと思います。

それで、これは一体そういう事業のために、例えば、電灯料でも明かりでも街灯料でも何でも援助しようという計画があって、こういうものを出したのですか。それとも、いやいや、この計画全般をやれば店が繁盛するから、大勢来るからということなのだろうか。磨きをかければなどという言葉も使っておられますが、どういう考え方でいるのか。助成もするのかどうか。

○（経済）小鷹主幹

夜のにぎわいということなのですから、もともと観光客等から、商店街の店の閉まり方が非常に早いというご指摘もございましたし、それから、最近、深夜営業等を行うような店も増えてきたということでありまして、それに対抗すべく意味もありまして、私ども経済部の方でも、夜のにぎわいづくり支援事業というのを既に始めておりまして、商店街に対して、夜のにぎわいづくりをしながらイベント等を行った場合には、その必要経費の一部を助成するというのもやっております。

これは平成9年から既に行っておりまして、もう何年かたっているわけですが、ここにあえて載せさせていただいているのは、それも含めまして、また新たな展開、それだけではない、マンネリ化したものでないものを含めての展開を考えたいということで載せてございます。

それで、助成についてなのですから、私どもは、個店というよりは、商店街に対して、商店街全体でそのにぎわいづくりをやるということであれば助成しようということでもあります。

例えば、武井議員のおっしゃった電気料とか、そういったことの助成ということも当然考えられるでしょうし、その辺もひっくるめてのことを、今後具体的に考えていきたいというふうに思っております。

○武井委員

私は先ほども述べましたが、小樽の夜の歓楽街は、規模こそ小さいが、小さな独立した店が複雑な路地や小路にたくさんあると。ここに磨きをかければ、市民と観光客が交歓をする夜の集客スポットになることが可能だ、こうも書いてある。この磨きをかけるということは、今言った街灯のことなどもするのだという意味なのですか。具体的なものを示してください。

○（経済）小鷹主幹

例えば、当然、今まで飲み屋街の中で何か商店街的なイベントをやったとか、やられているとか、そういうことは当然ないわけでありまして、例えば雪あかりの路とかがございますが、ああいったものは、当然、中心部の商店街もスノーキャンドルとかアイスクャンドルとかをつくって光で演出しておりますし、例えば花園銀座に隣接する飲み屋街、背後にある飲み屋街等は、これもそれと一緒に連動するように、スノーキャンドル、アイスクャンドル、それから浮き玉キャンドル、こういったものもつけまして、観光客を初めとするお客様を呼び込む、それから演出効果をするというようなことも実際にやられておりますので、その辺でもって、また磨きをかけていくという一つの意味かというふうに思っております。

○武井委員

これは、大したいいものを含めているのだろうと思いますが、いずれにしても、今、非常に不景気で歓楽街もあぐびをしている。ですから、ぜひともこういうようなことをやっていただいたら皆さんも喜ぶのだろうと思いますので、ぜひとも磨きをかけてやっていただきたいと思います。

次の問題は、経済センターの建設問題です。

この問題については、建設地域を中心市街地というふうに決めてあります。中心市街地と申し上げますと、210ヘクタール、南樽から手宮まであるわけですが、中心市街地とするというふうにしたのは、どこか予定があって言っているのでしょうか、いかかですか。

○（経済）小鷹主幹

経済センターにつきましては、事業主体が商工会議所ということで、商工会議所の方から聞いたお話ししかすることができませんけれども、過去において、経済センターの候補地についてはいろいろなお話があったようでございますけれども、端的に言いまして、現在のところ、ほぼ白紙に近い状態だというふうに聞いております。

ただ、商工会議所側としては、実施時期も長期ということで、まだまだ後のように書かれていますけれども、従来からありました建設のための積立金、それプラス、ここ2年ほど前から基金を設置して、資金の準備を少しずつ進めているということもありまして、長期ではあっても、ぜひ実現したいという、そういう強い意思は持っているようでございます。

ただ、今言いましたように、候補地としては決まっていないというのが結論でございます。

○武井委員

中心市街地とするということですから、非常に範囲が広いわけです。したがって、そういう意味では、私も、恐らくは、この部分はどこだどこだというのはなかったらうなとは思っていますが、しかし、これを建設するに当たっての意気込みなどがいろいろと示されておりますので、これは、ぜひとも南小樽から持って来られると、また南小樽の方はさびれるとか非常に問題がありますから、それらの設置条件についても十分、商工会議所に任せきりではなくて、市が入った中で十分ご論議をしていただきたい、こういうふうに思っております。

次の問題は、観光客の集客事業の中で、修学旅行生の自主学習・体験学習の場所を提供する、また、そういう場所を提供することを支援すると、こういうような立場で書かれています。

私は、この中で、これから修学旅行生なんかも含めまして、前にも質問したことがあるのですが、今回の交通記念館も国の重要文化財に指定されたことなども含めて、先日3日間で1,000名近い方々が入ったということも聞いています。そういう意味では、修学旅行生やほかの人に対する集客能力のある素材であろうと思っています。

したがって、これらの交通記念館、あるいは自然の村だとか、こういういろいろ体験学習をするところがたくさんあるわけですが、ぜひとも、こういうところも含めて集客のためのPRに努力をしてほしい。

特にまた、交通記念館には、今申し上げましたところの財産の車庫、機関庫だけでなく、しづか号や、あるいは、日本にはここ一つじゃないかなと思われる1等客車だとか、こういうすばらしいものもあります。

ですから、こういうようなものなども含めてPRの素材にしてほしいと思いますが、考え方を示してください。

○（経済）小鷹主幹

まず、観光客集客事業といえますのは、中心市街地の方に修学旅行生や観光客等を持っていきたいという考えでありまして、特に、そのうちでも商店街の方にこういった方々を導きたいという考えのもとでのものです。

それで、商店街の中に、例えば工芸品の実演型工房だとか、そういうものを持ってきて体験をさせるようにしたい。しかも、それを例えば商店街の空き店舗の中で、そういったものを実演したい。それから、職人の会が行いますようなイベント、こういったものも空き店舗を利用しての実現ができないかなというような発想でもって、一義的には、つくっているものということでもあります。

交通記念館等のことにつきましては、向こうからは、直接これを想定したものではないのかなというふうに理解

しております。

○武井委員

これで最後にしますが、確かに、この資料そのものが、交通記念館を外してあるわけですから、今の答弁は、恐らくそういう意味で言ったのだろと思いますが、しかし、交通記念館は体験学習のためにということが大きくあったと思います。修学旅行生やなんかが手にさわることができる。そうして回転などをさせるのに直接触れることができる。自然の村についても体験学習をするためにという前提があるわけです。ですから、特に今私が言ったように、回遊性の問題をこの中に何力所もうたっています。

ですから、そういう回遊性の問題なんかも含めて、ある場所に限定することではなく、小樽には、こういう財産がいっぱいあるのだと。飛騨の高山を見ましたが、小樽市は、市全体なのです。まち全体が文化遺産じゃないかと。非常に素材が多いのだと。

ですから、そういうような自分の場所を守るとか、このエリアだけで集客するとか、こういうことではなくて、やはり、まち全体のことを考えて、同じ市長のところに行くのですから、そういう意味で、ぜひとも集客にはあっちこっち偏ることのないようにやってほしいと思いますが、これに対して反論があればお願いします。

○経済部長

委員のお話がありましたように、確かに、来年度からは学校も週休二日制に入るといったようなこともありまして、そういう余暇時間といいますが、そういうものを持って体験学習へつなげていこうという道も一つあるのだと思います。

そういう中で、観光面からいけば、ガラスですとか、あるいはオルゴールといった部分の体験学習にかなりの方々がご参加されているという実態もありますけれども、それにとどまらず、今お話がありましたように、小樽市内にはいろいろな施設が点在しておりますので、その辺のところを体験学習の中に組み入れてもらえるような形で学校当局ともお話ししたいと思いますし、そういうふうなことを市外の各学校にPRもしながら、呼び込みなんかも各地と連携して、商店街も含めて、小樽市全体でそういうものを受け入れる体制というものをつくっていききたいというふうに思います。

○武井委員

終わります。

○副委員長

以上をもちまして民主党・市民連合の質疑を終了いたします。

ただいまをもちまして質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。